

第Ⅲ章 世界の通商ルール形成の動向

第1節 世界の通商政策を巡る最新動向

(1) 2023年以降の通商環境の変化と主要課題

■国内産業支援のための政策介入が増加

WTOは2024年4月に発表した世界貿易見通しの中で、近年の世界貿易の状況を「複合的なグローバルリスクが負の影響を相乗的に増大させるポリクライシス (Polycrisis) に直面している」と報告。複合的なリスクの具体例として、新型コロナ禍における一連の需給ショック、サプライチェーンの混乱、地政学的対立に起因する貿易政策の不確実性の増大などを挙げた。

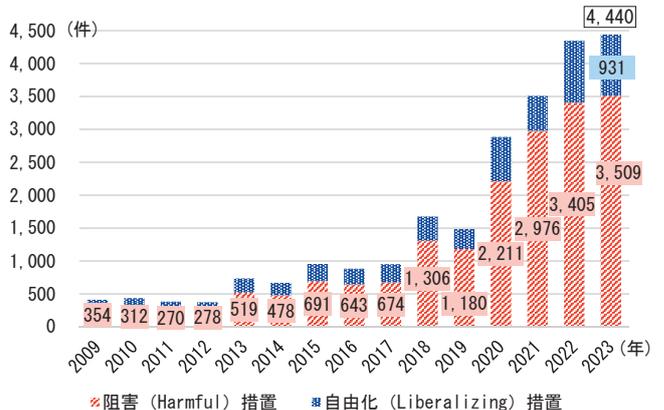
WTOが、「地政学的対立に起因する貿易政策の不確実性」を指摘した背景には、米中技術覇権争いに端を発した輸出管理規制の増加と他国・地域への波及、産業政策間競争の過熱による補助金抛投の濫発、食料やエネルギー資源などの国内供給確保を目的とする輸出制限的措置の拡大など、貿易自由化に逆行する自国本位の政策介入が世界的に増加していることがあると考えられる。

スイスの非営利団体、ザンクトガレン貿易繁栄基金が運営し、世界貿易や投資に影響を及ぼす政策介入措置を監視・報告する「グローバル・トレード・アラート」(GTA) のデータベースによれば、2023年に世界全体で導入された通商面での新たな政策介入の件数は4,440件に上った。そのうち貿易や投資に対する阻害措置 (Harmful measures) が3,509件、自由化措置 (Liberalizing measures) が931件と、貿易・投資に負の影響を与える措置が全体の約8割を占める¹ (図表Ⅲ-1)。2023年の阻害措置の導入件数を国別に見ると、米国が521件で最大となり、イタリア (274件)、ドイツ (254件)、カナダ (249件) など欧米主要国が続く。また、他国の阻害措置による被害件数では、中国 (1,295件) が最も多く、ドイツ (1,148件)、フランス (1,069件)、イタリア (1,040件) もそれぞれ1,000件を超えた²。

導入された阻害措置の内訳では、補助金 (輸出補助金

を除く) が2,067件と全体の58.9%を占め、次いで輸出制限や輸出補助金などを含む輸出関連措置が459件 (13.1%)、関税関連措置が213件 (6.1%)、政府調達に関わる規制が199件 (5.7%) となっている³。同構成比が示す通り、主要国において最も頻繁に発動される通商政策介入の形態として、政府による補助金の増加が目立つ。補助金の導入件数は2008年の世界金融危機以降、増加の一途をたどっている。とりわけ近年は、気候変動対応の強化、先端技術競争での優位性確保、新型コロナ禍やウクライナ紛争で混乱したサプライチェーンの強靱化などを実現するための手段として採用されている。

図表Ⅲ-1 貿易・投資に関わる新たな政策介入の件数



〔出所〕 Global Trade Alertから作成 (2024年7月2日時点)

世界銀行の報告書 (2023年6月) は、補助金増加の要因として、国際貿易のシステムが個別国・地域による補助金導入を規律するのに不十分であることを指摘する⁴。また、増加する補助金の特徴として、①発動主体が、中国、欧州連合 (EU)、米国など、世界で最も大きい貿易国・地域に集中していること、②受給する補助金の件数は製造業が農業などを上回り、最大の受益者に浮上していること、さらに③補助金の導入は関税措置と比べ、貿易をより大きく歪める可能性があること、などが指摘されている。このうち、③の点については、輸出補助金の (輸入国における) 従価税相当額は農業で平均15%、製

1 阻害措置とは、政府・政策担当者が導入する措置のうち、輸入規制や輸出管理など、国境を越えた商品やサービス、資本の流れを妨げ、相手国に悪影響を及ぼす措置。自由化措置はそれらの流れを促進する措置。
2 特定国による阻害措置の導入1件が、複数の相手国に影響を及ぼすケースが多く、延べ件数では被害件数が導入件数を上回る。

3 2024年7月2日時点での登録データに基づく。本報告書では各国・地域での各年の件数は、導入および報告・登録が同じ年内 (12月31日中) に行われた措置のみをカウント。
4 World Bank (2023), Unfair Advantage : Distortive Subsidies and Their Effects on Global Trade. Equitable Growth, Finance and Institutions Insight, Washington, D.C. : World Bank Group.

造業で平均8%に相当し、それぞれ平均関税(8%、2%)の2倍、4倍の水準になる、との分析結果を示している。その上で、世界銀行は、「補助金はたとえ正当な目的のために導入されたとしても、貿易相手国に損害を与え、緊張関係をあおり、対抗措置を引き起こす可能性がある。また国際価格を歪め、現地調達要件のように市場アクセスを制限することで、国際貿易や投資の利益を損ない、グローバルバリューチェーンを非効率化させる可能性がある」と警鐘を鳴らしている。

■産業政策にリンクする通商関連措置

前述の補助金をはじめ、近年の貿易・投資に影響を及ぼす各国・地域政府の介入措置は、その多くが、国家の産業政策に基づいて導入されている特徴がある。産業政策とは、すなわち、国家の経済的または非経済的(安全保障、社会、環境など)な目標を達成するため、特定の国内企業、産業、経済活動を開発または支援することを目的とした、政府の政策介入である。近年の地政学的対立の激化やサプライチェーンの途絶リスクに対応し、各国・地域は産業政策の名の下、特定の国内企業や産業・経済活動を支援することを目的とする政策介入措置を増加させている。

GTAでは、2023年より新たに、これらの政策介入措置を追跡し、New Industrial Policy Observatory (NIPO)としてデータを公開している。IMFがNIPOに登録されたデータに基づいて分析し、2024年1月に公表したワーキングペーパー⁵は、2023年を対象に世界各国の産業政策に基づく介入措置の実態を分析している。同分析によれば、産業政策に基づく介入措置の動機は、主に、①戦略産業の競争力強化、②気候変動対策および環境保護、

③サプライチェーンの強靱性・安全性確保、④地政学的懸念への対処、⑤国家安全保障、に分類される。なお、NIPOに登録されている政策介入措置2,580件の中で、貿易・投資の阻害措置は2,049件に上る。そのうち、少なくとも①戦略産業の競争力強化を動機とする措置の発動件数は596件、②気候変動対策および環境保護を目的とする措置が433件、③サプライチェーンの強靱性・安全性確保のための措置が283件、④地政学的懸念への対処のための措置が163件、⑤国家安全保障のための措置が119件カウントされている。

例えば、日本の場合、経済産業省が管轄する「サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金」(複数年で約5,273億円を拠出)のほか、経済安全保障推進法に基づく半導体や蓄電池の安定供給確保計画に対して経済産業大臣から補助金認定を受けた各種プロジェクトへの助成金交付などが、いずれも③サプライチェーンの強靱性・安全性確保のための政策介入措置として登録されている⁶。蓄電池関連では、本田技研工業、GSユアサ、ブルーエナジーなどの共同による車載用および定置用リチウム・イオン電池生産プロジェクトに対する1,587億円の助成金認定(2023年12月認定)が含まれている。

■産業政策間競争が招く貿易阻害措置の応酬

国内産業基盤の確立や戦略物資の安定的な確保を目的とする産業政策の本格化は、それぞれの産業政策間での競争激化の様相を呈している。そして、競争関係にある相手国・地域に対する政策介入措置の発動は、被発動国側の対抗措置を誘発する。

特に2022年半ば以降は、米国のインフレ削減法(IRA)や欧州のグリーン・ディール産業政策などの枠組みを通

図表Ⅲ-2 中国、EU、米国間の政策介入措置に対する対抗措置の発動状況(割合)

最初の政策介入発動国・地域		中国・EU・米国間での対抗措置の実施状況(実施までの期間別)								
		中国			EU27カ国			米国		
		6カ月	12カ月	24カ月	6カ月	12カ月	24カ月	6カ月	12カ月	24カ月
中国	補助金	—	—	—	0.84	0.93	0.98	0.71	0.82	0.93
	輸入規制	—	—	—	0.42	0.68	0.88	0.57	0.73	0.89
EU27カ国	補助金	0.48	0.66	0.74	—	—	—	0.65	0.72	0.79
	輸入規制	0.12	0.17	0.29	—	—	—	0.35	0.46	0.57
米国	補助金	0.37	0.55	0.60	0.70	0.74	0.79	—	—	—
	輸入規制	0.21	0.25	0.32	0.44	0.61	0.79	—	—	—

[注] 2021年1月~2023年12月の期間の措置をカバー。最初の政策介入の発動1件に対する対抗措置の発動割合を表示。

[出所] “The Return of Industrial Policy in Data”, IMF Working Paper (2024) から作成

5 Simon Evenett, Adam Jakubik, Fernando Martin, Michele Ruta (2024), “The Return of Industrial Policy in Data”, IMF Working Paper, IMF 2024

6 経済産業省「経済安全保障政策」ウェブサイト、認定供給計画のリストが参照可能。https://www.meti.go.jp/policy/economy/economic_security/semicon/index.html, (半導体) https://www.meti.go.jp/policy/economy/economic_security/battery/index.html (蓄電池)

じ、経済安全保障の確保やカーボンニュートラルの実現に不可欠な企業に対する大型の補助金交付や税額控除の導入が相次いでいる。政策担当者の間では、好条件を提示する他国・地域への産業移転に対して、相互に警戒感や危機感が高まっているものと考えられる。

その結果としての主要国・地域間の貿易阻害的な政策介入の応酬は、国家間・企業間の非効率な資源配分を増幅し、一部の戦略品目の生産過剰や、サプライチェーンのさらなる分断を招き、世界の潜在成長率を低下させるリスクがある。

前出のIMFのワーキングペーパーでは、中国、EU、米国が2021～2023年の期間に導入した政策介入のデータ⁷に基づき、相互間の報復措置の発動実態を分析している。具体的には、それぞれの国・地域が特定製品への①補助金、②輸入規制の措置を発動した場合、相手国・地域が、同様の対象品目に対する報復的な措置を発動する確率について計算している（図表Ⅲ-2）。

集計結果によれば、いずれかの国・地域が特定製品に補助金を出した場合、73.8%の確率で、12カ月（1年）以内に相手国・地域が同じ製品に補助金を出すことが明らかとなっている。個別の集計結果を見ると、中国政府が特定産業への補助金措置を発動した場合、EUは93%、米国は82%の確率で中国の補助金発動から12カ月以内に同様の産業への補助金を対抗措置として拠出している。

なお、2024年6月にイタリア・プーリアで開催されたG7首脳会議で採択された首脳コミュニケでは、不透明で有害な産業補助金のまん延、国有企業による市場歪曲的な慣行、強制的な技術移転などの政策介入措置に対して、「自由で公正なルールに基づく国際経済秩序を損なうだけでなく、戦略的依存関係や脆弱性を悪化させ、新興国や途上国の持続可能な発展を妨げる可能性がある」との共通認識が示された。またこれらの非市場経済的慣行から生じる有害な市場の歪み、主要セクターにおける世界的な過剰生産能力に対処するために、加盟各国が協力を強化していくことが確認された。

同時に、補助金およびその他の産業政策、貿易関連措置のマクロ経済への影響をグローバルに評価するための作業を推進するとともに、経済の分断化、市場の集中リスク、過剰生産リスクの問題に対処するために、IMFや世界銀行、WTO、OECDなどの国際機関との連携に加え、G7非加盟国との対話を推進する意思を示した。

■主要国・地域の対ロシア制裁は、迂回国へ広がり

長期化するウクライナ紛争も、引き続き、世界経済の分断を深化させる大きなリスク要因となる。

WTOと国際連合の共同機関である国際貿易センター（ITC）の集計によれば、2024年5月30日時点で、ウクライナ紛争に関連する暫定的な貿易関連措置として、合計184件の措置が継続中であり、件数は2023年末時点から5カ月間で24件増加している。そのうち輸出制限・禁止措置が81件、輸入制限・禁止措置が68件、その他のライセンス要求などを含む貿易制限的措置が23件と報告されている。この中には、対ロシア制裁を発動した国・地域に対してロシアが発動した特定品目の輸出禁止などの対抗措置も含まれる。一方、ウクライナ産品などに対する関税免税などの貿易自由化措置として12件が継続中とされた⁸。

ロシアへの制裁措置を強化するEUは、2023年12月に第12弾、2024年2月に第13弾の制裁パッケージを採択⁹。第12弾パッケージでは、2024年1月以降のロシア産ダイヤモンド（非工業用の天然・合成ダイヤモンド、ダイヤモンド宝飾品など）の輸入禁止に加え、銑鉄・スปีゲル、銅線、アルミニウム線・ホイール・パイプなど、ロシアの重要な収入源となる製品の輸入制限を強化した。また、一部の液化石油ガス（LPG）について、12カ月の移行期間後に輸入を禁止すると規定した。また、第13弾の制裁パッケージでは、厳格な輸出規制の対象となる団体リストに新たにロシア企業および制裁の迂回に関与する外国企業を加えた。なお、第13弾の制裁を経て、EU域内の資産凍結、資産提供の禁止、入域禁止の対象となる個人・団体は合計で2,000超に達した。

EUやG7加盟国、オーストラリアなどの合意の下、2022年12月より導入されたロシア産原油への上限価格設定に関しては、迂回防止策を強化。EUの事業者が第三国にタンカーを販売する場合に加盟国当局に通知すること、ロシアの個人・団体への販売や、ロシアでの使用を目的とした販売の場合には、加盟国当局に通知の上で承認を得ることなどが義務付けられた。

米国政府は2024年6月、ロシアに対する追加的な大規模制裁を発動。米国商務省産業安全保障局（BIS）による輸出管理強化では、ロシアおよびベラルーシへの輸出、再輸出または国内移転を規制する品目として新たに500以上の品目を追加（米国関税分類6桁ベース）。これによ

7 税還付、助成金（Grant）、国家融資および融資保証、価格安定化措置、生産補助金、その他国内生産へのインセンティブを含む。

8 ITC, Number of Temporary Trade Measures Related to the War in Ukraine (2024年6月18日時点登録情報に基づく)

9 EU理事会プレス発表資料（2023年12月18日付および2024年2月23日付）

り輸出可能な品目を農業または医療分野にほぼ限定した。さらに、第三国などを経由した物品の横流しを取り締まる目的から、ダミー会社に使われる危険性の高い住所を、取引制限対象のエンティティ・リスト（EL）に追加する新しい規制枠組みを創設。具体的に、香港の8つの住所を追加することを発表した。特定された住所宛での取引は、輸出管理規則（EAR）の下で制限を受ける。そのほか、ロシアおよびベラルーシの軍事関連のエンドユーザーに対して米国製部品などを納入する中国の4団体をELに追加するなど、中国を迂回したロシア向けの輸出制限を一層強化している¹⁰。

日本政府も、G7やEUと連携し、対ロシア制裁措置の強化している。2024年4月には、リチウム・イオン電池などを含むロシアの産業基盤強化に資する物品164品目の輸出禁止措置（輸出貿易管理令）、およびロシア産の非工業用ダイヤモンドの輸入禁止措置（経済産業省告示、翌月施行）の公布を行った¹¹。

また6月には、ロシアの関係者などに対する資産凍結など（11個人・29団体追加）、ロシアの軍事関連団体等への輸出等禁止（14団体追加）だけでなく、ロシア、ベラルーシ以外の国の特定団体への輸出等禁止措置を発動（輸出貿易管理令6月26日公布・外務省告示6月21日公布）。制裁迂回に関与した疑いのある計10団体（中国7団体、インド1団体、カザフスタン1団体、ウズベキスタン1団体）向けの輸出を禁止するなど、制裁の対象が中国を含む特定の迂回国に所在する団体に広がりを見せる¹²。

■ ウクライナ紛争の長期化がもたらした貿易の分断

米国、英国、日本を含むG7加盟国やEUは、足並みを揃えた対ロ制裁措置の発動により、いずれも2022年第1四半期以降のロシア向け輸出・輸入が、侵攻前との比較で大きく減少している。

図表Ⅲ-3は、主要国・地域の対ロシア輸入額および輸出額の変化を、侵攻前の2021年の四半期別の平均輸出額・輸入額を基準（100）に、指数ベースで見たものである。

2024年第1四半期の対ロシア輸入は、英国が1.4（2021年比98.6%減）、米国が12.9（同87.1%減）のほか、EUが22.5（同77.5%減）、日本が47.9（同52.1%減）と制裁措置の効果を示す変化が見られる。これに対して、同期のインドの対ロシア輸入は2021年比約8倍（792.0）に

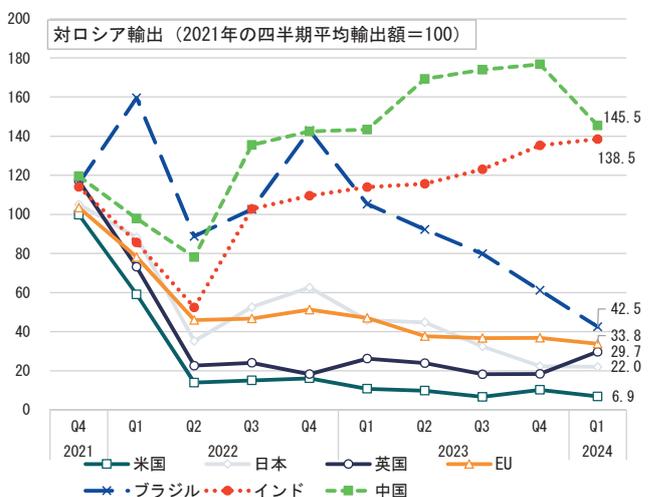
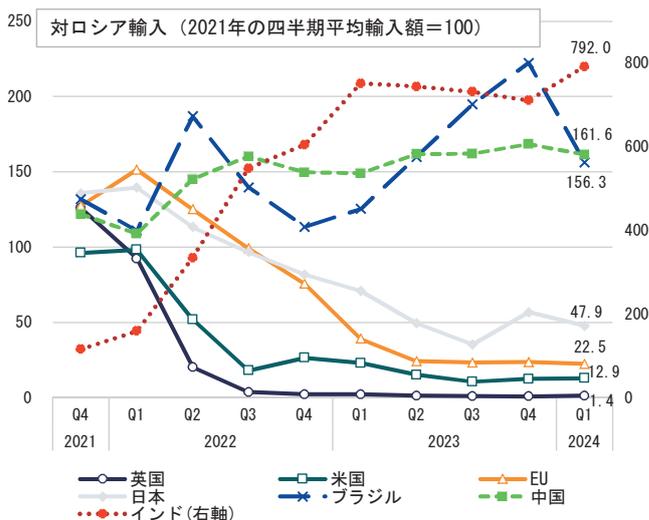
増加したほか、中国（161.6）、ブラジル（156.3）もそれぞれ5割以上の増加が見られる。

なお、インドにおいては対ロシア輸入全体の約9割、中国でも同7割以上は、原油・石油製品を中心とする鉱物性燃料等（HS27類）が占める。欧米諸国がロシア産原油や天然ガスの輸入を著しく制限する半面、インドや中国が、国際価格を下回るロシア産原油などの調達を拡大している構図である。

また主要国・地域の輸出動向でも、輸入と同様、米国、日本、英国、EUによる2024年第1四半期の対ロシア輸出額は、軒並み、2021年比で7割前後～9割以上の減少を示す半面、中国およびインドの輸出はいずれも4割前後の増加を示している。

これらのデータが示すのは、局地的な武力紛争に起因する新たな貿易の構造変化が、紛争の長期化とともに拡大している実態である。

図表Ⅲ-3 主要国・地域の四半期別の対ロシア貿易額の変化



〔出所〕 Global Trade Atlas データ（2024年6月17日付）から作成

10 BIS発表資料（2024年6月12日付）、ジェトロ「バイデン米政権の大規模ロシア制裁、新たな規制導入などで輸出管理を強化」『ビジネス短信』（2024年6月13日付）
 11 経済産業省プレス発表資料（2024年4月5日付）および関連通達（4月10日公布）
 12 経済産業省発表資料（2024年6月21日付）

ロシアによるウクライナ侵攻の長期化が世界貿易にもたらす負の影響を、主要国・地域の政策介入の観点から見ると、①ロシア、ベラルーシに対する制裁措置としての貿易制限措置の導入、②制裁導入国に対するロシアの対抗措置、③紛争による一次産品価格の上昇や供給制約から国内市場を守るための、対象国を指定しない輸出制限措置、の3つのカテゴリに分類される。

このうち前出のEUや日本による輸出制限措置に代表される①の制裁措置は、紛争長期化とともに、制裁対象品目や対象者の範囲が広がる半面、制裁措置を発動する国・地域の数は、欧米や日本などの一部の先進国・地域からの広がりは見られない。2024年5月末までに何らかの輸出・輸入制限を発動した国・地域は、EU27カ国、EU制裁に参加している複数の非EU欧州諸国(アルバニア、アンドラ、モンテネグロ、北マケドニア、ノルウェー、アイスランドなど)、英国、スイス、リヒテンシュタイン、オーストラリア、カナダ、日本、ニュージーランド、韓国、シンガポール、米国、ウクライナなどに限られる。EUや日本をはじめ、制裁措置を発動しているこれらの国・地域は、前述のとおり制裁の対象範囲や適用品目の拡大を続けており、対ロ制裁措置を導入していない国との間で、通商政策の乖離が広がっている実態がある。

一方、②の一連の制裁措置を受けたロシア側の対抗措置では、EU加盟国や米国、日本を含む48カ国に対し、電気通信、医療、車両、農業、電気、林業製品(木材を含む)の輸出を禁止したほか、国営天然ガス会社であるガズプロムが、ポーランドとブルガリアへの天然ガス供給を停止する措置を発動している。

続いて、③の一次産品価格の上昇や供給制約から国内市場を守るための輸出制限・禁止措置の広がり、ウクライナ紛争が世界貿易にもたらしたもう一つの負の影響である。輸出制限の対象は、穀物、小麦粉、油および油糧種子、砂糖、塩、パスタ、米、大豆、トウモロコシ、豆類、肉、卵などの重要な食料品目に加え、飼料、酸素、肥料、天然ガス、医療品や機械を含む工業製品なども対象に含まれる。同目的の下で、原則全ての相手国・地域への輸出制限を導入した国には、アルジェリア、アルゼンチン、アゼルバイジャン、ベラルーシ、エジプト、ハンガリー、インド、キルギス、レバノン、マレーシア、ロシア、セルビア、トルコ、ウクライナが含まれる。食料品などを中心とする貿易制限措置の増加は、即時的に世界の食料市場と消費者を直撃し、とりわけアフリカ、中東、アジアなどの地域の後発開発途上国の消費者の食糧不安を深刻化させている。

■ 対内投資の選別と対外投資の制限が徐々に進行

IMFが2024年4月に公表したワーキングペーパー¹³は、近年の国連総会における加盟国相互の投票パターンの類似性などにに基づき、世界の国・地域を①政治的に米国に近い4分の1のグループ、②政治的に中国に近い4分の1のグループ、③どちらにも属さない中立国、の3つのグループに分類。重力モデルを用いたグループ間の貿易・投資の推計により、ウクライナ紛争の勃発以降、①の米国を中心とするブロックと、②中国を中心とするブロックとの間の貿易フロー、海外直接投資(FDI)プロジェクトの件数が、同じブロック内に属する国同士の貿易・FDIよりも、それぞれ、12%ポイント、20%ポイント大きく減少していると分析した。また、そのパターンが、米国と中国との二国間の関係のみに起因するものではなく、米中両国をサンプルから除外した推計でも同様の結果が得られるとした。同結果に基づき、出資国と受入国との間の地政学的な連携がFDIを決定する重要なドライバーであることを裏付ける根拠であると報告している。その上で、世界貿易・投資がデカップリングの初期段階にあり、「地政学的緊張が長引き、貿易制限的措置が持続すれば、状況が大幅に悪化する可能性がある」と警鐘を鳴らしている。

また、本報告第2章第1節では、新型コロナ禍以前(2017~2019年)、および同以降の3年間(2021~2023年)の世界の主要国・地域間の投資フローを比較。EU域内の投資件数、インドー中東間の投資件数などが新型コロナ禍後に大きく増加する半面、米国ー中国間、英国ー中国間などの投資件数が大幅に減少している実態を示した。

こうしたトレンドの背景の1つには、サプライチェーン強靱化などの目的から、同盟国や友好国など、通商政策面で近い関係にある国・地域に限定した供給・調達網を構築しようとする主要国政府の政策導入があると考えられる。同時に、通商政策面に対立する国、経済安全保障上の懸念のある国・地域からの対内直接投資に対するスクリーニングの強化や、それら懸念国向けの対外投資の制限を図る動きが進んでいることも、同トレンドを加速させる要因になっていると考えられる。

米国では、イエレン財務長官をはじめとする政府高官が2022年以降、信頼できる国・地域との間でサプライチェーンを構築する「フレンドショアリング」を提唱し、緊張関係にある国・地域への依存から脱却すべきであるとの発言を繰り返している¹⁴。経済安全保障上の目的か

13 Gopinath, Gita, et al., "Changing Global Linkages: A New Cold War?" Policy File, IMF Working Paper, IMF 2024

ら、半導体・マイクロエレクトロニクスやAI、量子情報技術など国家安全保障にとって重要な機微技術・製品を対象に、米国からの中国を含む懸念国への対外投資の可否を政府が審査する対外投資規則の導入に向けた議論も進む(本節(2)米国の通商政策参照)。このほか、米国政府は2022年8月に施行した「CHIPSおよび科学法」を通じ、国内への先端半導体関連投資へ総額390億ドルの補助金を拠出する半面、補助金受給企業に対しては、経済安全保障上の理由から、中国を含む懸念国への投資や既存設備の拡張を制限する条項を規定。これはグローバル半導体企業に対し、将来の中国向け投資戦略の見直しや、サプライチェーンの再構築を迫るものといえる。

EUにおいても2024年1月、「経済安全保障に関する政策パッケージ」として、加盟国に対する投資スクリーニング制度の導入義務化を含む「対内直接投資審査規則」の改正案が示されたほか、EU企業による域外国向け投資に対する新たな規制導入の検討も進んでいる(本節(2)EUの通商政策参照)。

「経済安全保障の確保」を銘打ちながら、投資の選別や制限強化を図るこれらの政策導入は、生産効率やコスト競争力を基準とする企業の立地戦略を変化させ、世界の資本の流れにさらなる停滞と分断を引き起こす可能性がある。企業の立場では、実務上で対応すべき政策領域が広範化・複雑化する中、主要国・地域の政策変更や規制が自社の国際ビジネスに与える影響を多角的な視点で検証し、意思決定を行う体制構築が求められる。

(2) 主要国・地域の通商政策

米国の通商政策

■地政学を重視、懸念国への制限措置を強化

バイデン政権は、1期目が終盤に差し掛かり、2期目を見据え、これまで強化してきた産業振興や通商政策、特に対中政策を中心に据えた政策や執行を実施している。自由貿易主義の修正や地政学リスク重視を表明してきたジェイク・サリバン大統領補佐官(安全保障担当)は2024年1月の講演で、政権発足からの3年間の成果を強調¹⁴。国内では半導体やクリーンエネルギー産業を支援し、国外ではインド太平洋地域や欧州との連携を推進し、中国に重要技術を譲らないために輸出管理や投資規制を強化してきたとアピールした。同補佐官は、2022年にア

ントニー・ブリンケン国務長官が発表した対中アプローチである「投資、連携、競争」を継続する意向を示している。

バイデン政権の政策運営は、通商政策のみならず、産業政策においても、米国外における企業活動にも影響を及ぼすものが少なくない。特に、半導体など重要物資を巡っては、中国を筆頭とする懸念国による米国サプライチェーンへの関与を限定しようとする動きが激しくなっている。安全保障を名目とした米国の措置は、継続・拡大する懸念が増している。

総額390億ドルの半導体製造支援策「CHIPSおよび科学法」は、2022年8月の成立以降、インテルや台湾積体電路製造(TSMC)、サムスン電子、マイクロン・テクノロジーなどへの大型支援が発表されている(II章第2節(1)参照)。これら助成金を受け取る企業(受益者)は、中国などの懸念国への投資に一定の制限を課す「ガードレール条項」を順守する義務を負う。米国商務省は2023年9月に同条項に関する最終規則を公表。懸念国での製造関連の拡張投資を10年間制限すること(拡張ガードレール)、懸念を有する外国事業体との共同研究およびそこへの技術ライセンス供与を制限すること(技術ガードレール)の細則を盛り込んだ。拡張ガードレールでは、先端半導体製造施設に関して、ウエハー生産施設やクリーンルームを含むことを明確化し、製造能力の5%を超える投資を禁止する。レガシー半導体施設も製造能力が10%を超える増強を行えば、米国政府は受益者から補助金を引き上げることが可能となる。外国企業が受益者となる場合は、受益者が80%以上の所有者(議決権持ち分所有者)である関連企業も、懸念国において拡張ガードレールの規制対象となることに留意が必要である。なお、技術ガードレールは受益者のみを対象とし、関連企業は影響を受けない。

電気自動車(EV)を含むクリーンビークル購入に対する税控除(最大7,500ドル/台)を含むインフレ削減法(IRA)でも、控除対象となる車両に含まれる部品や重要鉱物について、「懸念される外国の事業体(FEOC)」の関与を段階的に制限・排除する要件が盛り込まれた。FEOCを巡っては、2024年5月にエネルギー省が関連省令で確定版の定義を発表している。懸念対象の外国は、中国とロシア、北朝鮮、イランである。これら国々が所管する法令を根拠に設立もしくは当該国家政府の所有・支配・指示を受ける事業体は、FEOCに該当する。後者の「所有・支配・指示」の基準は、①25%以上の役員議席または議決権、持ち分を有する、②実質的な支配を構成するライセンスや契約を結んでいる、のいずれかが当てはまれば満たされる。なお、①の算出において、議決

14 米国ホワイトハウスは「重要製品に関するサプライチェーン強化に向けた報告書」(2021年6月)の中で「フレンドショアリング」と明記。イエレン財務長官は、2022年4月の大西洋評議会での講演で「フレンドショアリング」を提唱(米国財務省2022年4月13日付プレスリリース)。

15 外交問題評議会(CFR)“The Future of U.S.-China Relations”(2024年1月30日)

権と持ち分は独立で計算し、合算はしない。なお、リチウム・イオン電池に使用される黒鉛など一部の重要鉱物については、「追跡が不可能な電池材料」に指定され、FEOC要件の適用開始が2027年1月1日まで延期された。猶予期間が与えられたことを自動車業界は歓迎する一方、IRAを起草した民主党のジョー・マンチン上院議員（ウェストバージニア州）は、バイデン政権が事実上「中国製」を支持していると批判。マンチン議員は2024年5月に民主党を離党し、無所属となっている。

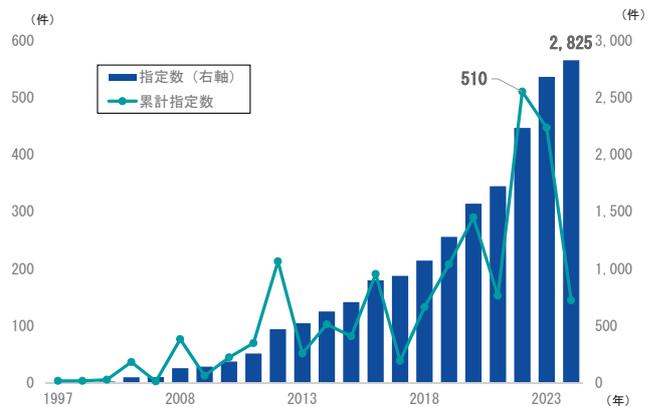
■輸出管理：懸念取引先は激増、敵味方でメリハリ

バイデン政権は、産業育成を通じて獲得した先端技術を他国に流出させないように、輸出管理の強化にも積極的である。2022年10月に発表した半導体に対する新たな輸出管理規則では、先端半導体やスーパーコンピューター、半導体製造装置の輸出を大幅制限する措置を実施。措置の導入直後は、中国の対米半導体製造装置輸入が落ち込み、同装置メーカーが中国現地での保守などのサービスを停止するなど、サプライチェーンに大きな影響を及ぼした。その1年後にあたる2023年10月、米国商務省産業安全保障局（BIS）は規制の改正を発表。規制対象に人工知能（AI）向けチップのほか、日本とオランダが管理品目に追加した半導体製造装置を加えるなどの変更を施した。さらにエンドユース規制についても、中国など武器禁輸国以外の国でも、中国企業を親会社に持つ企業・団体向けの出荷にも管理を適用するよう、ルールを変更している。今後の改定方針について、サリバン補佐官は「輸出管理は進歩する技術に適用するもので、アップデートが求められる」との考えを示す。BISの担当者も「米日韓など同盟国が常に中国の先を行く状態を維持する必要がある」として、1年を目安に半導体規制を改定する可能性を示唆している¹⁶。なお、米国は先端分野の投資が困難になった中国のレガシー半導体への補助金投入についても懸念しており、商務省が2024年1月より調査を開始している。

半導体以外では、米国から量子技術や核関連、無人航空システムなどの入手を試みたとして、2024年5月9日に中国に拠点を置く37の事業体を輸出管理規則（EAR）上のエンティティ・リスト（EL）に追加。BISは同日時点で、バイデン政権発足以降に355の中国事業体をELに追加したと強調。バイデン政権は同年2月にも対ロシア制裁の一環で93の事業体をリストに追加するなど、ELを積極的に活用している。ELは過去には年間数十件の指定にとどまっていたところ、トランプ前政権から指定が

増え、バイデン政権で増加傾向が強まり、累計指定数は2,800を超える（図表Ⅲ－4）。

図表Ⅲ－4 EL指定数の推移（1997年1月～2024年5月）



〔注〕2024年は1月から5月まで。

〔出所〕米国商務省「統合スクリーニングリスト」から作成

これら懸念国には規制を強化する一方、同盟国などには緩和策を講じている。半導体の分野では、2023年10月に、韓国半導体メーカーのサムスン電子とSKハイニックスを「認定エンドユーザー」（VEU）に指定。両社の中国拠点向けの輸出について、極端紫外線（EUV）露光装置など限られた製品を除き、ほぼ全てのEAR対象製品に対して包括的な輸出許可を与えるよう、EARを改定した。TSMCも2024年5月にVEU指定を受けたことを明かしている¹⁷。同年12月には、国際管理レジームであるオーストラリア・グループ（AG：化学分野を管理）やミサイル技術管理レジームで管理する品目の一部の輸出を、同盟国を対象にEARの対象外とした。同盟国には、対ロシア輸出などで米国と同等の輸出管理を履行していると米国が認めた国々が含まれる。さらにオーストラリアと英国には、2024年4月に輸出許可要件を大幅に緩和すると発表。EAR上の軍事品目などを無許可で輸出できるようリスト規制の許可要件を撤廃した。米エイキン・ガンブ法律事務所は、一部リスト規制のほか、キャッチオール規制¹⁸は依然有効であるものの、用途が限定された許可例外の範囲拡大ではなく、リスト規制そのものの撤廃という点で、今回の緩和の重要性に注目している¹⁹。BISは今回の撤廃の背景に、これら3カ国の安全保障協力枠組

17 台北時報 “TSMC Nanjing gets permanent US approval.” (2024年5月25日付)
 18 用途が兵器の開発などに使用される恐れのある場合や、需要者が懸念国に所在している、または兵器を開発している場合などを要件として、要件を満たす取引に対して政府当局の事前許可を必要とする規制を指す。
 19 Akin Gump Strauss Hauer & Feld “Eliminates Almost All EAR Controls for Australia and the United Kingdom.” (2024年4月22日付)

16 ジェトロ取材（2024年3月18日）

み「AUKUS (オーカス)」の一環であると説明している。

■選挙の年は強硬策が出る恐れ、日本企業にも波紋

投資規制では、2024年5月に、特定の中国企業による米軍施設近隣の不動産購入禁止を命じる大統領命令が発表された。外国企業の対米投資に伴う安全保障リスクを審査する対米外国投資委員会 (CFIUS) の勧告を受けたもので、バイデン政権下の命令判断は初である。2020年にトランプ前大統領が中国IT企業による米国同業企業の買収を差し止めて以来となった。CFIUSの勧告から大統領による禁止令に至るケースは稀である一方、米企業買収におけるCFIUSの影響力は無視できない。2022年版のCFIUSの活動報告書によると、法的義務として届出のあった286件のうち、162件でCFIUSの追加調査が行われ、最終的に87件の投資が取り下げられた。取り下げ件数は2013年以降で最多であり、安全保障リスクが買収の可否に与える影響力が増している。さらに2018年に成立した「外国投資リスク審査現代化法 (FIRRMA)」に基づき、未申告の投資案件について、CFIUSが捜査を行うことが可能となっており、捜査の結果、投資が引き揚げられるケースも出ているという。CFIUSは日本企業とも無縁ではない。2023年12月の日本製鉄によるUSスチールの買収に対して、国家経済会議 (NEC) のラエル・ブレイナード委員長は同買収がCFIUSの審査対象になるとの声明を発出。同盟国の企業であっても、サプライチェーン上の影響を精査する必要があるとした。翌年3月、ジョー・バイデン大統領は「USスチールは、国内で所有・運営される米国の鉄鋼企業であり続けることが重要」と言及。一方、買収の是非を問われた大統領の側近は回答を避けた。現地政治専門紙は、買収案件が大統領選挙を前にした政治論争の対象になっていると指摘している。

2024年11月の大統領選および連邦議会選挙までの間にも、国際的な影響力のある政策が実行される可能性はある。実際、バイデン大統領は同年5月14日、中国からの半導体やEV、鉄鋼・アルミニウム、重要鉱物などの戦略物資の輸入に対し、1974年通商法301条に基づく追加関税 (301条関税) を賦課するよう、米国通商代表部 (USTR) に指示したと発表。301条関税は、輸入相手国による技術移転など、不公正な貿易慣行を是正させる目的で活用される。バイデン大統領は、決定は同目的に沿ったものであり、中国による強制技術移転は、米国のサブ

ライチェーンおよび経済安全保障にとって許容できないリスクとの認識を示した。今回の301条関税は、EVに100%、半導体に50%、鉄鋼・アルミニウムに25%という高い税率となる。5月22日にはUSTRが官報案を公示。上記品目は8月1日から追加関税が賦課され、残りの品目も同日から2026年1月1日までに関税措置が有効となる。

選挙まで動向が注目される政策のひとつが、対外投資審査制度である。バイデン政権や連邦議会で議論が進められてきたところ、財務省が2024年6月、規制案を発表。同省に規制策定を指示する2023年8月の大統領令に沿い、先端半導体の設計・製造・組立や量子情報技術、軍事情報技術のAIシステムなどの分野における懸念国との取引禁止を含む²⁰。米国市民や米国の管轄が及ぶ事業者が規制対象となり、懸念国には中国 (香港およびマカオを含む) が指定された。また非先端半導体に関わる取引などは、規制対象との認識がある場合は届出対象となる。規則案に対する意見公募が行われる予定である一方、具体的な施行スケジュールは示されていない。

■対中強硬は既定路線、産業政策は揺り戻しも

選挙を通じて政権または議会の与党が代わる場合でも、対中政策の方向性は超党派の取り組みとして維持される見通しである。議会下院の「米国と中国共産党間の戦略的競争に関する特別委員会 (中国特別委)」では、2024年3月にジョン・ムーレナー議員 (共和党、ミシガン州) が委員長に就任。同州における中国関連企業のEVバッテリー工場建設に対してCFIUSの審査を求めるなど、対中タカ派として知られ、対中強硬姿勢で委員会をリードするとみられる。中国特別委は2023年12月に150の政策案を提言。中国との経済関係の初期化 (Reset)、中国の軍事発展や人権侵害に資する米資本技術の流出防止 (Prevent)、技術覇権のための投資や同盟国との集团的経済強靱性の構築 (Build) を打ち出している。具体策としても、対中輸入における最恵国待遇 (MFN) の停止のほか、半導体規制同様の国単位の広範な輸出管理の導入など、企業活動に影響の大きい提言を含む。

共和党の大統領候補であるトランプ前大統領の公約でも、対中強硬策が並ぶ (図表III-5)。安全保障リスクを伴う重要産業からの中国の排除の方向性は、バイデン政権と同様である。他方、政策ツールとして、関税の多用は、トランプ前政権でも見られた特徴である。公約でも、米国製品に対する外国の関税率が米国よりも高い場合、米国側の関税を同率まで引き上げる権限を大統領に与える「トランプ互恵的通商法」の成立や、大半の製品輸入に一律10%の関税を賦課する「ユニバーサル・ベースラ

20 ジェトロ「米財務省、対外投資規制プログラムの規制案発表、最終規則制定に向けパブコメ募集」『ビジネス短信』(2024年6月24日付)

イン関税」の導入が提案されている。後者が導入されれば、米国の輸入製品価格は平均10%上昇し、GDPを1%分押し下げると推計される²¹。中道右派シンクタンクであるアメリカン・アクション・フォーラムも、同関税の影響により、米国1世帯あたり年間1,700~2,350ドルの負担増になると試算している²²。経済政策では、バイデン政権を否定するように、「グリーン・ニューディールを撤廃する」と強調。EV振興策やガソリン車に不利な規制の廃止を訴え、化石燃料の生産を支援するなど、違いを鮮明にしている。IRAなどのクリーンエネルギー産業支援の見通しは不透明であるが、一定の政策の揺り戻しを想定する必要がある。

図表Ⅲ-5 トランプ大統領候補の公約例

項目	概要
通商	「トランプ互恵的通商法」を成立させる ユニバーサル・ベースライン関税（10%）を導入
中国	重要産業における中国からの調達を排除 安全保障リスクの高い米国企業の所有権を売却させる 最恵国待遇（MFN）を停止 米国企業による対中投資を停止 中国に外注する企業を連邦政府調達から排除 ビザ上の制裁や渡航制限を設ける
経済	大統領令でESG投資を禁止。法制化を議会と行う バイデン政権による規制や増税策を撤廃 バイデン政権によるEV普及令、ガソリン車の販売規制、企業別平均燃費（CAFE）基準を撤廃 石油ガス生産を開放すべく、関連規制を撤廃

〔出所〕トランプ大統領候補ウェブサイトから作成

EUの通商政策

■経済安全保障を推進する新たな戦略を策定

EUは、世界経済におけるEU自身の存在感低下を危惧している。かつて米国と首位争いをしてきたEUの名目GDPは近年伸び悩み、急成長する中国に抜かれ始めた。ジョセップ・ボレル・フォンテーリャス外務・安全保障政策上級代表は2024年5月、米スタンフォード大学で講演し、「EUは世界経済におけるシェアが低下している上に、米中対立の巻き添えを被るリスクに直面している」と述べ、「中国が米国市場を失えば、過剰な生産能力を欧州に向けるだろうが、欧州は米中対立の調整変数にはなれない」として、中国の脅威に対抗していく意思をにじませた。

EUは従来から多国間主義を推進する立場で、現在もその立場は変わらない。ただ、欧州委員会のウルズラ・

フォン・デア・ライエン委員長は「デカップリング（切り離し）」ではなく「デリスキング（リスク回避）」という穏健な言い回しを提唱し、価値観を共有するG7などと連携しながら、対中経済政策を進めてきた。象徴的なのは、2023年6月にEUとして初めて策定した「経済安全保障戦略」である（図表Ⅲ-6）。

図表Ⅲ-6 EUの「経済安全保障戦略」の方針

3つの優先課題	Promoting : EU経済の競争力向上
	Protecting : リスクからの保護
	Partnering : パートナー国との連携
4つの主要リスク	エネルギー安全保障を含むサプライチェーンの強靱性に対するリスク
	重要インフラに対する物理的、サイバーセキュリティ上のリスク
	技術セキュリティおよび技術流出に関するリスク
	経済依存関係の武器化や経済的威圧のリスク

〔出所〕欧州委員会資料から作成

戦略では3つの優先課題として、①EU経済の競争力向上、②リスクからの保護、③パートナー国との連携、を提示。4つの主要リスクとして、①エネルギー安全保障を含むサプライチェーンの強靱性に対するリスク、②重要インフラに対する物理的、サイバーセキュリティ上のリスク、③技術セキュリティおよび技術流出に関するリスク、④「経済依存関係の武器化」や経済的威圧のリスク²³、を明記し、これらのリスクの分析・評価を進めたうえで、投資や輸出に対する制限を強化する方針を示した。

欧州委のマルグレーテ・ヴェスタエアー執行副委員長は記者会見で、戦略は特定の域外国に対するものではないとしつつ、中国に対するデリスキングの方針を反映したものと明かし、想定する域外国は中国とロシアになると述べた。

欧州委は戦略の具体化について検討を進め、7カ月後の2024年1月に、経済安全保障を強化する政策パッケージを発表した。政策パッケージには5つの新たなイニシアチブが盛り込まれており、対内・対外投資規制、輸出管理、研究開発について方針を示している（図表Ⅲ-7）。イニシアチブのうち3つは「白書」と呼ばれ、今後の議論のたたき台という位置付けである。法整備の実現には時間がかかる見込みだが、対内直接投資審査規則の改正と、対外投資規制の法制化に特に注目が集まっている。

対内直接投資審査規則は、加盟国が域外からの直接投資を審査（スクリーニング）する枠組みと、加盟国と欧

21 Clausing, A. Kimberly & Lovely, E. Mary (2024), "Policy Brief: Why Trump's Tariff Proposals Would Harm Working Americans," Peterson Institute for International Economics.

22 Jensen, Jacob (2024) "Trump's 10 Percent Tariffs: Projected Impacts on U.S. Households and Allies," American Action Forum.

23 EU域外国が、貿易や投資に影響を与える措置を通じて、EU・EU加盟国・EU企業に政策変更をもたらすリスクのこと

州委が対内直接投資に関して協力する枠組みを定める。ただ、現行の規則は加盟国の自主性を重視する設計となっており、スクリーニング制度の導入は任意としている。そのため、現時点で導入しているのは、27加盟国中22カ国にとどまる。しかし、EUの経済安全保障強化の目的と照らすと、欧州委は規則の実施において加盟国間でばらつきがあることを問題視。改正案には、スクリーニング制度の導入義務化を盛り込んだ。

図表Ⅲ－7 経済安全保障に関する政策パッケージ

法案・白書	要点
対内直接投資審査規則の改正案	<ul style="list-style-type: none"> 投資スクリーニング制度への加盟国の導入義務化 審査対象となる外国投資の定義の拡大 全加盟国が共通して審査すべき投資分野の設定
二重用途物品の輸出規制に関する白書	<ul style="list-style-type: none"> 二重用途物品リストの拡大
対外投資規制に関する白書	<ul style="list-style-type: none"> パブリックコンサルテーションを実施 域外投資のモニタリングを加盟国が1年間実施 2025年秋をめどに評価結果を発表
二重用途物品の研究開発支援に関する白書	<ul style="list-style-type: none"> 民生・軍事双方への転用可能性のある技術開発の支援強化の要否を含め、EU支援プログラムの今後のあり方を検討
域内の研究開発におけるセキュリティ強化に関する理事會勧告案	<ul style="list-style-type: none"> 域内の研究機関による安全保障上重要な技術の知見について、域外国への流出を防止するため、加盟国や研究機関に対してEUレベルの指針などを提示

〔注〕白書は議論のたたき台。規制方針を示したものではない。
〔出所〕欧州委員会資料から作成

改正案では、対内直接投資の定義も拡大する。現行規則では域外からの直接投資が審査対象とされているが、改正案では域外企業が域内に設立した子会社を通じて行う域内投資（2次投資）も審査対象とする。

また現行規則は、審査対象分野について、安全保障や公序良俗に影響を及ぼす可能性があるか判断する基準を定めているに過ぎないが、改正案では、加盟国が審査を義務付けられる対象分野を新たに規定。二重用途（デュアルユース）物品や、欧州委が定める経済安全保障上の重要な技術（図表Ⅲ－8）などを含めた。

加盟国と欧州委の協力枠組みについても強化する方針だ。現行規則では、加盟国が特定の対内直接投資の審査を行う場合は、詳細を欧州委と他の加盟国に通知。他の加盟国は当該投資が自国に影響があると判断する場合、コメントを通知する。欧州委も、複数の加盟国やEU全体の利益に影響があると判断する場合は意見を送付する。審査国はコメントや意見について十分な配慮を払うべきとしていたが、改正案では最大限配慮することを求めるなどの手続き規定を追加する。改正案の実質的な審議は2024年秋以降になるとみられる。

対内投資規制に比べて対外投資規制は、オープンな投

資の流れが経済を活性化するとの方針から世界的にもあまり明言されてこなかった。他方、2023年5月のG7広島サミットでは、G7として初めて、経済的強靱性と経済安全保障に関するメッセージが首脳声明としてまとめられ、「対外投資によるリスクに対処するために設計された適切な措置が重要となり得る」と明記された。

図表Ⅲ－8 EUが経済安全保障上、重要と定める技術

(1) 最も嚴重な対応を要し、差し迫ったリスクを有する可能性が高い技術
先端半導体技術
人工知能 (AI) 技術
量子技術
バイオ技術
(2) その他の重要技術
高度で安全な接続性、ナビゲーション、デジタル技術 [モノのインターネット (IoT)、仮想現実 (VR)、デジタルID技術などを含む]
先端センサー技術
宇宙、軍事利用の極超音速を含む物体の推進技術
エネルギー技術
ロボット工学、自律システム
先端材料、製造、リサイクル技術

〔出所〕欧州委員会資料から作成

欧州委が2024年1月に発表した政策パッケージには、対外投資規制に関する白書も含まれた。監視の対象分野については、欧州委が「最も嚴重な対応を要し、差し迫ったリスクを有する可能性が高い技術」として選定している先端半導体、AI、量子技術、バイオ技術を例示した。これらは対外投資規制で先行する米国の指定分野とも一部重なる。ただし、欧州委は対外投資規制について、複雑かつ綿密な分析が求められる内容で、制度設計に必要なデータも十分でないとしており、規制の要否を含めて、段階的に検討すると述べるなど慎重な姿勢を示している。パブリックコンサルテーションとモニタリングを経て評価を実施し、2025年秋をめどに評価結果を公表する予定となっている。

中国企業への監視強まる

これまで見てきたように、EUの経済安全保障戦略は体制を整えている最中といえる。一方、欧州委のフォン・デア・ライエン委員長は2023年9月の一般教書演説で、EUは競争力維持に向けて「どんな手段も用いる」と強調。域内市場で、圧倒的なシェアを誇る中国製太陽光パネルや、中国製EVを例に、中国政府の補助金を問題視した。懸念を反映するように、2023年後半から2024年前半にかけては中国企業に対する調査が次々に開始された（図表Ⅲ－9）。

最も注目を集めたのは、欧州委の職権で2023年10月に開始された中国製バッテリー式EV（BEV）の輸入に関

図表Ⅲ－9 EUによる中国企業に対する調査

調査対象の中国系企業・市場	時期	根拠法	概要
中国製バッテリー式電気自動車（BEV）	2023年10月4日～最長13カ月	域外国からの補助金を受けた輸入品に対する保護に関する規則2016/1037	中国製BEVについて、中国政府による補助金などが、EUのBEV市場を歪曲していないか調査。調査結果を踏まえて、相殺関税措置の発動を検討する。
中国国営の鉄道車両大手、中国中車（CRRC）傘下の中車青島四方機車車両	2024年2月16日～110営業日	外国補助金規則2022/2560	ブルガリアの鉄道車両に関する公共調達入札。契約の推定金額は6億1,000万ユーロ。外国補助金規則に基づく初めての調査。同社の応札辞退により調査終了。
香港証券取引所に上場する太陽光発電大手、ロンジ・グリーン・エネルギー・テクノロジーの100%子会社（LONGi Solar Technologie GmbH）	2024年4月3日～110営業日	外国補助金規則2022/2560	ルーマニアの太陽光発電パーク建設に関する公共調達手続き。ルーマニア ENEVO グループとの共同事業として入札。契約の推定金額は約3億7,500万ユーロ。同社の応札辞退により調査終了。
中国国営の重電大手、上海電気集団の100%子会社2社（Shanghai Electric UK と Shanghai Electric Hong Kong International Engineering）	2024年4月3日～110営業日	外国補助金規則2022/2560	ルーマニアの太陽光発電パーク建設に関する公共調達手続き。上海電気集団の英国と香港の子会社による共同事業として入札。契約の推定金額は約3億7,500万ユーロ。同社の応札辞退により調査終了。
中国の風力タービン供給事業者	2024年4月9日に方針発表	外国補助金規則2022/2560	スペイン、ギリシャ、フランス、ルーマニア、ブルガリアの風力発電施設の開発事業について調査する方針を発表。
中国のセキュリティ機器メーカーNuctechのポーランドとオランダのオフィス	2024年4月23日に発表	外国補助金規則2022/2560	欧州委が抜き打ち調査していると発表。企業名は明らかにしなかったが、報道などで、空港用の手荷物検査スキャナーなどを製造する中国のセキュリティ機器メーカーが検査を受けたことが明らかになった。
中国の医療機器調達市場	2024年4月24日～9カ月（5カ月延長の可能性あり）	国際調達措置（IPI）規則2022/1031	中国の医療機器調達市場は、欧州企業に対して閉鎖的であるとして、中国政府に見解の提出、関連情報の提出を求め、差別的措置の撤廃に向けた協議を開始する。IPIに基づく初めての調査。

〔出所〕 欧州委員会資料、各種報道から作成

する調査である。欧州委は、中国政府による補助金のほか、税制優遇措置や、低価格での物品やサービスの提供が、EU市場を歪曲している証拠を集めたとして調査を開始。調査を踏まえて相殺関税を発動するか検討しており、2024年7月4日には暫定措置に関する実施規則をEU官報に掲載。翌7月5日から最長4カ月、従来の10%の関税に17.4～37.6%の相殺関税を上乗せする方針を明らかにした。2024年6月12日には最大38.1%の追加関税率が事前開示されていたが、関係者からのコメントを受けて、若干下方修正された。最終的な措置は2024年11月2日までに決定する予定である。

調査の根拠法は、「域外国からの補助金を受けた輸入品に対する保護に関する規則」である。補助金を受けた製品がEU域内で自由に流通することによって市場が歪曲される場合、補助金相殺を目的として、相殺関税を課することができる。原則として産業界など利害関係者の申し立てに基づいて実施されるが、十分な証拠があり、調査開始を正当化できる場合、欧州委が調査を開始できると定めており、今回は特別なケースという扱いである。欧州委は職権で調査開始したことで、中国製BEVに対して介入する姿勢を国際社会に強く印象付けた。

2024年に入ってから、2023年7月に適用開始された外国補助金規則（FSR: Foreign Subsidies Regulation）に基づく調査が相次いだ。EUでは加盟国政府による特定企業への補助金を原則禁止していることから、補助金

を受けていないEU企業と、域外国政府の補助金を受けた企業の間での公平な競争環境の確保が課題となっている。特に近年は、補助金を受け取った企業が、EU域内での企業買収や公共調達契約において不当な優位性を持ち、公正な競争が損なわれていると問題視されてきた。FSRは、調査の結果、市場の歪曲を認定した場合、企業に是正命令を出すことができる。

FSRに基づく初の調査は、ブルガリアの鉄道車両に関する公共調達入札を巡り、中国の鉄道メーカー中車青島四方機車車両に対して実施された。同社は推定6億1,000万ユーロで応札。一方、2024年2月にFSRの調査が発表されると、応札を取り下げる事態となり、欧州委は調査を終了した。報道によれば、競合先だったスペインのタルゴが2倍の価格で応札したという²⁴。

1件目の終了からまもなく発表された2～3件目は、ルーマニアの太陽光発電パーク建設に関する公共調達手続きを巡る案件である。これらも調査が発表されると中国企業が応札を取り下げて、調査が終了するという決着をみせた²⁵。

その後も、中国の風力タービン供給事業者や、中国のセキュリティ機器メーカーに対する調査が次々と発表さ

24 FINANCIAL TIMES “Europe’s new anti-subsidy weapon is powerful but hard to control.” (2024年5月9日付)

25 欧州委員会プレス発表 (2024年4月3日付、2024年5月13日付)

れた²⁶。EUでは、安価な中国製太陽光パネルが市場を席卷して域内事業者が苦しんできた経験があり、これを教訓としたい考えがある。欧州委のヴェスタエアー執行副委員長は2024年4月の講演で、調査について「もぐらたたきをしているようだ」と認めつつ、「太陽光パネルで起きたことが、EVや風力発電、あるいは重要な半導体で再び起きるような事態は、絶対に避けなければならない」と改めて主張した。

■競争力強化と脱炭素移行のジレンマ

在EU中国商会は、これらの調査について「EUで事業を展開する中国企業、特に脱炭素への移行を促す部門について、FSRを利用して経済的な圧力をかけている」などと反発する声明を出している²⁷。実際のところ、EUにとっても、中国企業の脱炭素技術の扱いはバランスが難しい。特にEVは1つの注目点である。

EUでは2050年までの気候中立を目指す中で、EVの普及を歓迎してきた。とりわけ中国製EVの強みは価格で、欧州市場への輸出を急速に伸ばしている。また、中国メーカーが欧州で生産するケースも増えている。中国のEV大手、比亞迪（BYD）はハンガリーに投資しており、2023年12月には欧州初のEV工場を建設すると発表²⁸。中国の自動車大手、奇瑞汽車は2024年4月、スペインの新興EVモーターズとバルセロナでEVを共同生産する契約に調印する²⁹などの報道が相次いでいる。

中国はEVバッテリー製造にも強みを持つ。中国製EV部品サプライヤーの進出が、部品調達の確保に不可欠とする欧州メーカーの声もある。仏ルノーのルカ・デメオCEOは2024年3月の公開書簡で、「欧州は自国の市場を守るべきだが、リチウム、ニッケル、コバルトの供給は中国に、半導体は台湾に依存している」、「EVの性能とコスト、新モデルのソフトウェアと開発スピードにおいて、一世代先を行く中国メーカーから学ぶことは欧州にとって強みになる」として、中国に対して完全に門戸を閉ざすのは悪手と指摘した。

EVの普及は、欧州の脱炭素化に向けて重要な要素だが、中国メーカーの勢いが目立つ。結果的に、欧州が中国産業の育成を支援しているとの見方もできる。

他方、域内産業の保護に傾けば、EVの普及が進まなくなる可能性がある。今後、EVに関わるFSRの調査が実施され、中国メーカーには是正命令を出すとなれば、欧

州での生産、EV価格、雇用などにも大きな影響が出かねない。欧州委は難しいかじ取りを迫られている。

■欧州の右傾化の影響にも注目

EU加盟国間における対中・対ロ政策のスタンスは一枚岩ではない。特に他の加盟国との相違が顕著なのがハンガリーである。中国の習近平国家主席は2024年5月に約5年ぶりに欧州を訪問。親中であるハンガリーのオルバーン・ビクトル首相は習氏と会談し、インフラ整備や貿易など経済分野を中心に幅広い分野での関係を強化することで一致した。ロシアと近いハンガリーは、ウクライナを巡っても、EU加盟交渉開始の足を引っ張ったり、支援策の協議を遅らせたりしてきた。

ハンガリーのほかにも、2024年6月の欧州議会選挙で極右や右派が台頭したことは今後の懸念材料である。選挙の暫定結果によると、右派の「欧州保守改革（ECR）」と極右「アイデンティティと民主主義（ID）」は、欧州議会720議席のうち2割近くを占めた。国別に見ると、フランスでは極右「国民連合（RN）」が勝利。イタリアではジョルジャ・メローニ首相率いる右派「イタリアの同胞（FDI）」がさらに議席を増やした。オランダでは極右の自由党（PVV）が最も議席を伸ばした。欧州議会の最大会派は中道右派の「欧州人民党（EPP）」のままで、今回12議席増の188議席（26.1%）を獲得³⁰したことは注目に値する。しかし、右派には自国優先や反EUといった傾向があるため、右傾化は今後のEUのウクライナ支援などの政策を滞らせかねない。2024年11月の米大統領選挙でトランプ氏が当選するかによっても、EUの中国やロシアとの関係は変わる可能性がある。

欧州委の新政権が発足するなど、重要なイベントが重なる2024年下半年、ハンガリーはEU議長国を務める。EUの存在感低下が危惧される中、EUはどこまで加盟国間で連携できるのか、注視される。

中国の通商政策

2024年3月の第14期全国人民代表大会（全人代）第2回会議で発表された「政府活動報告」では、同年の重点取り組みとして「ハイレベルな対外開放の拡大」が盛り込まれた。具体的には、外資参入規制の緩和、外資の政府調達・標準策定への平等な参加、データ域外移転の問題解決推進、発効済みのASEAN中国自由貿易協定（ACFTA）のアップグレード版である「ACFTA3.0」交渉やデジタル経済パートナーシップ協定（DEPA）、環太平洋パートナーシップに関する包括的および先進的な協定（CPTPP）加入交渉の推進などに言及された。また、「発展と安全保障の両立」として、エネルギー・資源の安

26 欧州委員会プレス発表（2024年4月9日付、2024年4月23日付）

27 在EU中国商会（CCCEU）プレス発表（2024年4月23日付）

28 BYDプレス発表（2023年12月22日付）

29 スペイン・カタルーニャ州政府プレス発表（2024年4月19日付）

30 2024年6月27日時点の暫定値

全保障強化、戦略的鉱物資源の探査・開発、サイバー・データのセキュリティ強化、サプライチェーンの安全・安定の維持などが盛り込まれた。

■外資参入規制は引き続き緩和、政府調達において一部で中国企業優先や国産化推進とみられる動きも

その後、3月19日には外資誘致促進に関する行動計画が発表された。同計画では、製造業への外資参入規制の撤廃や科学技術分野への参入規制緩和、外資系金融機関の銀行・保険分野への参入拡大や、政府調達における国産品基準の策定、先進製造や情報通信などの分野における標準策定への外資系企業の参画支援などが示された。

中国は外資系企業の投資が禁止・制限される分野をネガティブリスト方式で規定しており、直近の同リスト(2022年1月1日施行)では禁止・制限項目は31まで削減されている。また、残っている項目の中でも、例えばデータセンターなどの出資比率制限が一部区域で試行的に撤廃されるなど緩和が進んでいる。商務部は今後もネガティブリストの項目削減を進めると表明している。

他方、政府調達などにおいて、運用実態との間に乖離があるとの指摘もある。例えば財政部が2021年10月に公布した通知では、政府調達において中国企業と外資系企業を平等に扱う旨が規定されている一方、在中国日系企業で構成される中国日本商会在が日系企業の要望を取りまとめた「中国経済と日本企業2023年白書」では、いくつかの地方の国有企業における入札募集で外資系企業の製品やサービスが除外されていると指摘されている。

このほか、財政部などが2023年12月16日付で公表した、デスクトップパソコン、ノートパソコン、サーバー、OSなどの政府調達要件に関する基準において、CPUやOSなどの調達にあたっては安全で信頼性が高い(中国語で「安全可靠」)という要件を満たす必要があると規定された。2024年3月11日に中央国家機関の政府調達組織が発した通知では、同機関が外国ブランドのCPUやOSを搭載したパソコンを調達する場合、認証への合格などの要件を満たす必要があると明記された。

中国は個人情報などのデータを国家安全保障に関係する要素と位置付けており、データ三法(サイバーセキュリティ法、データセキュリティ法、個人情報保護法)やその関連規定により、中国で生成・収集したデータを他国・地域に移転する際には当局への安全評価の申告、標準契約の締結・届出、認証の取得のいずれかの手続きが求められていた。同手続きについては中国日本商会などの各国商会在が当局に改善要望を行っていたところ、2024年3月22日に国家インターネット情報当局より施行された規定によって、多国籍企業の従業員管理や域外に提

供する個人情報(機微な個人情報や重要データを含まない)の累計が年間10万件未満などの場合には上記の手続きが不要とされるなど、適用除外要件が明確化された。他方、上記の条件を満たさない場合には引き続き域外移転関連手続きを履行する必要があるほか、個人情報の移転に際しては本人への事前の告知や個別の同意取得が求められる。

■ガリウム・ゲルマニウム、黒鉛など輸出管理を実施

中国からのモノの輸出に関しては、一部の品目で管理を強化する動きがみられた(図表Ⅲ-10)。商務部・税関総署は2023年7月3日、「輸出管理法」などの規定に基づき、国家の安全保障と利益を守るため、ガリウム・ゲルマニウムの関連品目に対して輸出管理を実施する旨の公告を発表、8月1日より実施した。また、10月20日には一部の黒鉛(グラファイト)品目に対する臨時輸出管理措置を調整した公告を発表、12月1日より実施した。ガリウム・ゲルマニウムは半導体などに用いられる材料、黒鉛は新エネルギー車(NEV)の電池材料などに用いられる鉱物資源であり、いずれも中国が主要な生産・供給国となっている。2024年5月30日には、航空機や宇宙関連の部品をつくるための一部の製造設備やソフトウェアを輸出規制の対象にすると発表した(7月1日より実施)。商務部は、中国の輸出管理は特定の国・地域を対象として行うものではなく、また、上記の品目に対する輸出管理の実施は国際的にも一般的な慣行であると説明している。技術に関しては、商務部などが2023年12月21日、輸出禁止・制限技術リストを改定し、自動運転などに利用されるLiDARシステムやレアアースの採掘、選鉱、製錬技術などを輸出制限対象として追加した。

米国との関係については、2022年11月にインドネシア・バリで開催された米中首脳会談での合意に基づき、両国政府関係者の往来が頻繁に行われ、経済面では商業問題、経済、金融の3つの作業部会が設置・開催されている(図表Ⅲ-11)。

図表Ⅲ-10 中国の主な輸出管理措置

年	月日	対象品目
2023年	8月1日	ガリウム・ゲルマニウム関連品目
	9月1日	一部のドローンおよびドローン関連品目
	12月1日	黒鉛品目
2024年	7月1日	航空宇宙構造部品・エンジン、ガスタービンエンジンおよび同部品など、宇宙服バイザーの製造設備(金型、治具など)や製造ソフトウェア、製造技術など 超高分子量ポリエチレン(UHMWPE)繊維関連製品および製造技術

〔注〕年月日は施行日。
〔出所〕中国商務部ウェブサイトから作成

図表Ⅲ－11 最近の米中の首脳・閣僚級の主な往来および作業部会の開催実績（経済関係）

年	月日	概要
2022年	11月14日	習近平国家主席、インドネシア・バリ島でバイデン大統領と会談
	5月25～26日	王文涛商務部長が米国でレモンド商務長官、USTRのタイ代表と会談
2023年	7月7日	李強首相、イエレン財務長官と北京市で会談
	8月28日	王文涛商務部長、レモンド商務長官と北京市で会談 商業問題作業部会（WG）の設置で合意
	8月29日	李強首相、レモンド商務長官と北京市で会談
	9月22日	米中両国、経済・金融WGの設置発表
	10月24日	第1回経済WG開催
	10月25日	第1回金融WG開催
	11月15日	習近平国家主席、米国でバイデン大統領と会談
	2024年	1月18～19日
2月5～6日		第3回経済WG開催
4月4日 ※米側発表		第1回商業問題WG開催
4月5～6日		何立峰副首相が広東省広州市でイエレン財務長官と複数回会談
4月7日		李強首相が北京市でイエレン財務長官と会談
4月16日		第4回経済WG、第4回金融WG開催
5月14日		人工知能（AI）に関する二国間協議をスイスで初開催

〔注〕①日付は現地時間。②商業問題WGは中国商務部と米国商務省、経済WGは中国財政部と米国財務省、金融WGは中国人民銀行と米国財務省が主導。

〔出所〕中国外交部、商務部、人民銀行、財政部資料から作成

対話・交流が継続する一方で、米中間の摩擦も継続している。2024年5月14日、バイデン大統領が通商法301条に基づき、中国製EVや蓄電池、光電池、半導体、鉄鋼、アルミニウムなどについて関税率引き上げを指示すると、商務部は断固反対を表明した。また、米国が中国製品の輸出急増を過剰生産能力によるものと批判している点について、中国のNEV産業の優位性は補助金に頼ったものでなく市場競争によるものなどと反論している。米国による一部中国企業のELなどへの指定も引き続き増加した。中国も「反外国制裁法」や「信頼できないエンティティ・リスト規定」などに基づき、外国企業などを制裁対象に指定する制度を有しているが、公表された事例を見る限り、現時点の対象は台湾への武器売却に関与した企業など限定的なものにとどまっている（図表Ⅲ－12、13）。

31 中国の国際法学者は、「西側の覇権国が国内法に基づき、外国に一方的制裁や管轄権の域外適用を行っていることは『障壁を築き』『サプライチェーンを切り離す行為』であり、他国の主権・利益を著しく損なうもの」と指摘した上で、対外関係法は初めて中国法の域外適用の目的、条件、政策の方向性を明示し、外国、個人、組織に対する対抗措置と制限に関する原則的な規定を設けたものと説明している（環球時報、2023年6月29日付）。

なお、2023年7月1日に施行された「対外関係法」第33条において、「国際法や国際関係の基本ルールに違反し、中国の主権・安全保障・発展の利益を脅かす行為に対して、中国は相応の対抗・制限措置を取る権利を有する」と規定された³¹。また、2024年4月26日に成立した「関税法」（12月1日施行）第17条では、「ある国・地域が中国と結んだ国際条約、協定中の最恵国待遇条項や関税優遇条項を履行しない場合、国务院関税税則委員会（税則委）は対等の原則に基づき、対応する措置を国务院に提案できる」旨が、第18条では、「ある国・地域が中国と結んだ国際条約、協定に違反し、中国に対して貿易の禁止・制限や追加関税賦課など、正常な貿易に影響を与える措置を取った場合、当該国・地域原産の輸入貨物に対して、報復関税を賦課することができる」と規定され、対抗措置の法的根拠の整備が進んだ。

図表Ⅲ－12 反外国制裁法に基づく措置の主な対象

年	月日	対象となった企業・機関・個人	理由
2022年	12月23日	余茂春氏（マイク・ポンペオ前國務長官の中国問題顧問） トッド・スタイン米国議会中国委員会事務局副主任	チベット問題
	4月7日	ロナルド・レーガン大統領図書館およびその幹部 ハドソン研究所およびその幹部	台湾問題
2023年	4月13日	マイケル・マコーン米国連邦下院外交委員長	台湾問題
	12月26日	米国の調査会社カロンおよび同社の調査主任 先端国防研究センターの元研究員	新疆ウイグル自治区問題
2024年	4月11日	ジェネラル・アトミクス・エアロノティカル・システムズ ジェネラル・ダイナミクス・ランド・システムズ	台湾問題
	5月21日	マイク・ギャラガー下院中国特別委員会元委員長	中国内政への干渉など
	5月22日	ロッキード・マーチン・ミサイル・アンド・ファイア・コントロール	台湾問題
		ロッキード・マーチン・エアロノティクス	
		レイセオン/ロッキード・マーチン・ジャベリン・ジョイントベンチャー レイセオン・ミサイル・システムズなど	

〔注〕措置は、①個人の場合、中国内の財産凍結やビザ発給・入国の禁止、中国内の組織・個人との取引禁止、②企業の場合、中国内の財産凍結や高級管理職へのビザ発給・入国の禁止など。

〔出所〕中国外交部ウェブサイトから作成

■ EUによる中国製EVの補助金相殺関税調査に反発

欧州では、李強首相が2023年6月に独仏両国を訪問したほか、2024年4月には習近平国家主席がショルツ独首相と、5月には訪仏してマクロン大統領と会談し、独仏など12カ国への訪中ビザ免除措置を2025年末まで延長する旨も表明した（5月8日実施）。一方、EUが2023年

図表Ⅲ-13 中国「信頼できないエンティティ・リスト」掲載案件

年	月日	対象となった企業
2023年	2月16日	ロッキード・マーチン
		レイセオン・ミサイル&ディフェンス
2024年	5月20日	ボーイング・ディフェンス・スペース・アンド・セキュリティ
		ジェネラル・アトムクス・エアロノーティカル・システムズ
		ジェネラル・ダイナミクス・ランド・システムズ
		システムズ

〔出所〕中国商務部ウェブサイトから作成

9月、中国製EVについて補助金相殺関税調査を開始したことについては、商務部が強い懸念と強烈な不満を表明するなど、反発している。同部報道官は6月6日、対話と協議による対処を望むとしつつ、中国企業の正当な利益を守るため必要なすべての措置を取ると示唆している。

台湾との関係では、2023年12月15日、商務部が台湾の対中輸入制限措置を「貿易障壁」と認定した。その後、税則委は、海峽兩岸経済協力枠組み協定（ECFA）に基づき中国が実施している輸入関税引き下げ措置の一部（パラキシレンなど12品目）を2024年1月1日より停止した。さらに、同委員会は、石油化学品、紡績、鉄鋼、金属、輸送機器部品など134品目についても6月15日から関税引き下げ措置を停止すると発表した。

なお、日中関係では、税関総署が2023年8月24日以降、東京電力福島第1原子力発電所のALPS処理水海洋放出による食品への放射線汚染リスクを防ぎ、消費者の健康と輸入食品の安全を確保するためとして、日本産水産物の輸入の全面停止を実施しているほか、日本人の短期訪中ビザ免除措置が停止された状態となっている。

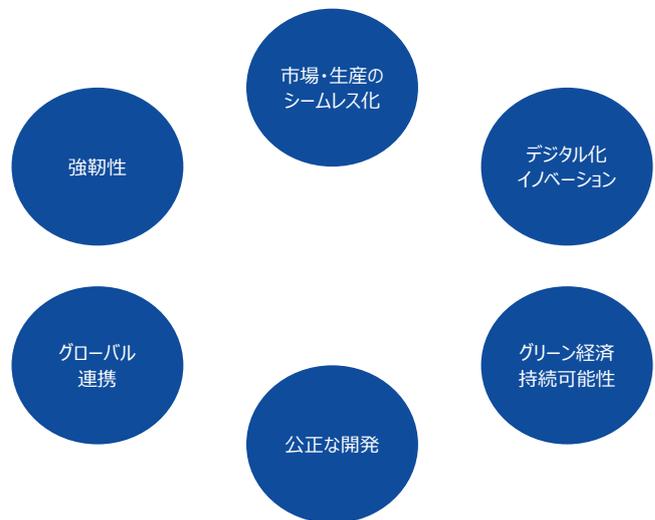
インド太平洋（ASEAN・インド）の通商政策

■ ASEAN：新しい価値観を反映しつつ、成長を追求

米中対立をはじめとする地政学リスクが高まる中、相対的にリスクが低く、成長性の高いASEANのサプライチェーン上の重要性が増している。2023年の世界のグリーンフィールド投資でも、ASEANが全体の件数を押し上げる役割を果たしている（第Ⅱ章第1節（1）参照）。2023年の日本の対ASEAN直接投資額（国際収支ベース、ネット、フロー）は前年比7.2%増の2兆8,437億円に上り、対中国の7.2倍の規模を誇る。同年における日本の対中直接投資は前年比31.9%減と大幅に減少する一方、米国やベトナム、インドなどが増加している（第Ⅱ章第3節（1）参照）。アジア開発銀行（ADB）の推計によると、東南アジアの実質GDP伸び率は2024年に4.6%、2025年に4.7%を予測され、安定成長が見込まれる。

ASEANは、さらなる経済統合の深化および成長発展に向けた戦略「ASEAN共同体ビジョン2045」を策定中である。ジェトロがタイ商業省に取材（2024年4月2日）したところ、今後の20年間（2026～2045年）の長期戦略を定める「ASEAN経済共同体（AEC）ブループリント」では、6つの戦略的目標が構想中という（図表Ⅲ-14）。市場・生産のシームレス化やデジタル化などの既存の取り組み強化に加えて、サプライチェーンの強靱化やグリーン経済、持続可能性といった比較的新しい経済・通商課題も扱う構想が進行している。この長期計画が固まった後、5カ年単位の行動計画を策定し、将来の環境変化にも機動的に対応する方針である。

図表Ⅲ-14 AECブループリント（2026～2045年）の戦略目標（構想段階）



〔出所〕ジェトロ資料³²から作成

域内の貿易円滑化でも、着実に議論が重ねられている。ASEAN物品貿易協定（ATIGA）の特恵関税適用における関税分類HS2022版への移行や、特恵関税制度のさらなる活用に向けた調査が議論されており、加えてATIGAの改定交渉についても、2024年中の妥結を目指して協議が進展している。貿易円滑化では、2023年9月にASEAN加盟国間での認定事業者（AEO）相互認証取り決め（AAMRA）が全ての加盟国の税関当局によって署名された。これにより、ASEAN加盟国で認定事業者となった企業は、域内のどの加盟国においても、提出書類の省略や通関時の優先的な扱いなどのメリットを受けられることが期待される。ASEAN域内の通関手続きにおいては、ASEANシングルウィンドウを通じた、ATIGAの原産地証明書であるフォームDの電子交換による通関が実現し

32 ジェトロ「新たなASEAN経済共同体ブループリント、6つの戦略目標を策定へ」『ビジネス短信』（2024年4月4日付）

ている。成長が目覚ましいデジタル経済についても、「ASEANデジタル経済枠組み協定（DEFA）」の交渉を2023年9月に開始している（本章第2節（3）参照）。

欧米など主要国と同様、EVを成長産業として振興する動きも表れてきている。2023年9月に開催されたASEANプラス3（日中韓）首脳会議ではEVエコシステム構築に関わる声明を採択。EVの導入・利用を促すとともに、グローバルなEVサプライチェーンのハブとなるために、必要な政策・規制の策定していくことの重要性を確認している。個別政策としては、タイとインドネシアの取り組みが目立つ。タイ投資委員会（BOI）は、2023年12月に「EV推進第2弾（EV3.5）」が閣議決定されたと発表。2024年から2027年までの間、車種や価格などに応じて、EV購入1台あたり最大10万バツを助成する。さらに税制優遇として、700万バツ以下のEV乗用車に関わる物品税を8%から2%に、200万バツ以下のEV乗用車に関わる輸入関税を2024～2025年の間、最大40%引き下げる。補助を受ける条件として、一定の国内生産が義務付けられる。インドネシア政府もEV（部品含む）の輸入減税を規定した投資大臣規則を2023年1月に公布。国内でEV生産に取り組む企業を対象に、一定数の輸入車について、関税や奢侈税を免除する。補助を受ける場合、遅くとも2026年1月1日までに国内生産を準備し、2027年までに生産開始するとともに、一定の国産化比率（TKDN）を満たす必要がある。このように、一定のEV輸入を優遇しながら、自動車メーカーが国内生産に移行するよう促す制度が構築されつつある。

■外交・通商で硬軟使い分けるインドネシアとインド

インドネシアでは保護主義的な措置が目立つ。同政府は2023年以降、希少鉱物であるニッケル・同加工品やボーキサイト、銅コンセントレート³³の輸出禁止を発表している。インドネシアは前述のとおり、EV産業の国内振興を進めており、EVバッテリーの素材となる鉱物資源の海外流出を防止することで、関連企業の投資を促す目的がある。国内優遇はEV産業にとどまらず、幅広い製品群に対して「国産品優先政策（P3DN）」を実施。対象分野において、一定のTKDNを求める義務規定を導入している。現地に進出する日系企業の間では、輸入許可手続きや国産品への切り替え検討など、対応に苦慮するケースが複数確認されている³⁴。

単独主義的な保護主義に走る一方で、インドネシアは

多国間枠組みへの参加に積極的である。2024年5月には、CPTPPへの加入希望を表明。同時にOECDへの加盟に向けた交渉調整を行い、同月にOECDがインドネシアの加盟に向けたロードマップを採択するに至っている。インドネシアは2045年までに先進国入りを果たすという目標を掲げる。OECD加盟が実現すれば、アジアでは日本（1964年加盟）、韓国（1996年）に続く3カ国目のメンバーとなる。

インドでは、2024年6月に開票された議会下院総選挙の結果、ナレンドラ・モディ首相率いるインド人民党（BJP）が与党連合との連立により過半数を確保し、モディ政権は3期目に突入した。同政権はサプライチェーン強靱化を目指し、「メイク・イン・インド」を標ぼう。重要分野の国内製造振興策である生産連動型優遇策（PLI）を導入し、エレクトロニクスや自動車、IT産業などの国産化を推進してきた。政策の一環として、インド標準規格（BISまたはIS）認証制度を実施。国家安全保障や公共の利益、健康・環境などの観点から、約650品目（2024年5月時点）を対象に、強制的にBISへの準拠が義務となる。対象製品を取り扱う場合、製造業者は製造拠点ごとに検査官による工場監査を受査し、BIS認証を受ける必要がある。日本から輸出する品目が対象であれば、インドの規制当局が日本の工場に出張訪問する必要があり、認証を受けるまでに6～9カ月を要することから、実務上の障壁となっている。対象品目は2023年9月末時点で156品目であったことから、近年増加傾向にある。同年7月に対象に加わった、ねじ・ボルト類については、別途輸入制限措置が2024年1月に発表された。一定価格を下回る製品群が原則輸入禁止となるなど、産業界に混乱が生じている。

他には、アルミ関連製品がBISに指定されているが、海外拠点から同製品を輸入する企業などからの反発が強く、施行が一部延期されている。今後の義務化の対象として、約230品目がリストアップされており、企業への影響が懸念される。なおEV振興策としては、2024年3月、国内に製造工場を設置することを条件に、EV輸入時に低税率を認める制度が発表された。EV輸入に対するインド側の関税は70～100%となるが、制度上の認定を受けた企業は年間最大8,000台を上限に15%の税率で輸入が可能となる。同制度は、米EV大手のテスラが活用すると報じられている。

デジタル分野では、2023年8月11日、「デジタル個人

33 低品位ニッケル鉱石（未加工）については、2020年1月から輸出禁止されている。ニッケルの加工品については、禁輸発表後、まだ措置は実行されていない（2024年6月時点）。

34 ジェトロ「インドネシアで強まる国産化優先政策と国産化率～工業省、国営検査機関が日系企業向けに情報提供を実施～」『地域・分析レポート』（2022年5月27日付）

データ保護法2023（2023年法）」が成立。2019年に検討されていた当初案に盛り込まれ、産業界から懸念されていたデータ・ローカライゼーションは、2023年法では含まれていない。他方、個人データの国外移転については、中央政府に移転を制限する裁量を与えられており、今後の通達で規制される可能性が残されている。

日本の通商政策

■重要物資の確保に向けた産業政策が進展

2022年5月に経済安全保障推進法が成立して以降、日本政府は同法を軸に関連政策を拡充しつつ、着実な実行に移っている。サプライチェーン強靱化に向けた重要物資の供給確保を目的とした企業助成は、予算枠の多くについて、助成先が決定している（図表Ⅲ-15）。クラウド分野や工作機械・ロボット、蓄電池、永久磁石については、予算枠の過半の支出が認定されている。半導体メーカーのロームら4社のSiC（炭化ケイ素）パワー半導体増産（投資3,883億円）には最大1,294億円、蓄電池ではトヨタ自動車（同3,300億円）や本田技研工業（4,341億円）の車載電池などの確保にそれぞれ最大で1,178億円、1,587億円が助成される。半導体には、国内生産支援に向けて別途政府予算が投じられている（Ⅱ章第2節（1）参照）。日本政府はさらなる物資の確保に向け、令和6年度予算に2,300億円を計上している。重要物資の5つ（工作機械・ロボット、航空機部品、半導体、蓄電池、先端電子部品・同原材料）は、技術流出リスクが高いとして、助成を受ける企業に対して、社内におけるアクセス管理や取引先との秘密保持契約の締結、技術移転に先立つ所管省庁への事前相談義務を導入する。

図表Ⅲ-15 経済安全保障推進法の実施状況（重要物資への供給確保支援）（2024年6月20日時点）
（単位：億円、件）

重要物資	予算枠	認定件数	認定額（最大）	認定率
半導体	8,062	18	3,369	41.8%
蓄電池	5,974	15	3,116	52.2%
永久磁石	253	3	146	57.7%
重要鉱物	1,058	2	60	5.7%
工作機械・ロボット	494	5	395	80.0%
クラウドプログラム	1,366	11	1,326	97.1%
航空機部品	744	10	248	33.3%
可燃性天然ガス	566	1	235	41.5%
先端電子部品	212	-	-	-
船舶部品	88	11	59	67.5%
抗菌薬	553	2	228	41.2%
肥料	161	7	24	14.9%
総計	19,531	85	9,207	47.1%

〔注〕認定率は（認定額）÷（予算枠）で算出。網掛けは、認定率50%超を示す。抗菌薬および肥料向けの認定額は、公表が確認できず、交付決定額を記載。

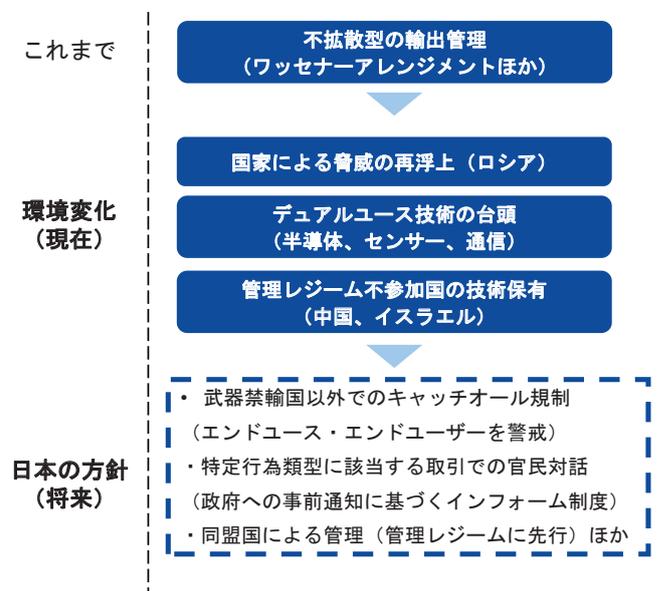
〔出所〕内閣府および各省庁資料などを基に作成

基幹インフラについても、2024年5月から、その安全・信頼性の確保のための制度が運用されている。国の指定を受けた「基幹インフラ事業者（者）」は、重要設備の導入・維持管理などを委託する際、事前届出が求められる。電気や石油・ガス、鉄道など15分野を対象に、インフラ事業者などが指定されている³⁵。

特許出願の非公開化制度は、技術流出が懸念される25分野が2023年8月に公表された。航空宇宙や潜水船、ミサイル技術、原子力関連技術を含む。該当すれば特許庁の審査とは別に、内閣府による保全審査が行われる。機微性や産業への影響などが検討され、保全指定を受けた技術は、外国出願の禁止や実施の許可制の対象となる一方、実施制限で被る損失に対する補償を受ける。2024年5月から運用が開始されている。

日本政府は、「外国為替および外国貿易法（外為法）」に基づき、ワッセナーアレンジメント（WA）を含む国際管理レジームにしたがって輸出管理を実施している。他方、ロシアによるウクライナ侵攻や管理レジームに一部参加していない中国などによる技術保有を背景に、従来の管理枠組みが転換点を迎えているとの認識を提示（図表Ⅲ-16）。今後の方向性として、エンドユースやエンドユーザーに着目したキャッチオール規制の見直しの

図表Ⅲ-16 輸出管理を巡る情勢変化と日本の対応



〔出所〕経済産業省資料³⁶を基に作成

37 2024年5月17日に港灣運送を追加する改正法が公布。公布日から起算して1年6カ月を超えない範囲内で政令で定める日から施行する予定。

38 経済産業省「産業構造審議会 通商・貿易分科会 安全保障貿易管理小委員会 中間報告」（2024年4月24日）

ほか、国際レジームの管理外品目に対する同盟国・同志国による先行的な輸出管理への参加などの方針を示している。先行管理については、2023年7月に半導体製造装置23品目を加えたほか、2024年4月には特定の半導体(技術)や量子計算機などを管理対象に追加する省令改正案が出るなど、既に新たな方針に基づく政策実施がみられる。

(3) 経済安全保障に対応する企業

■乱立する法規制、企業の対応範囲は拡大

主要国は、地政学リスクの高まりやサプライチェーン強靱化の要請を踏まえ、経済安全保障の確保に向けた政策を矢継ぎ早に実施している。その政策領域は、戦略物資の確保や重要産業の育成を目的とした国内の産業政策に加えて、自国の重要技術の流出を防ぐ観点からの対外政策として、輸出管理や投資規制の強化、関税や政府調達などの分野における特定国・企業への措置など、多岐にわたる。こうした政策領域の広がりや、グローバルに事業を展開する日本企業に、さまざまな対応を迫っている。ジェトロが2024年3月に行ったアンケートによると、企業の具体的な対応として、関連情報の収集強化(56%)を筆頭に、輸出管理上の対応のほか、調達先を中心としたサプライチェーンの見直し、社内体制の整備、有事への備えに取り組む声が確認された(図表Ⅲ-17)。個別政策への対応では、輸出管理において、社内審査の強化(47%)と社内教育・普及啓蒙(44%)が最も高い割合を占める。調達先および販売先の多元化やサプライチェーンの分析・可視化以上に、輸出管理が企業の喫緊の課題であることがうかがえる。

図表Ⅲ-17 日本企業の取り組み状況(複数回答可)

取り組み	回答数	割合
情報収集の強化	441	56%
輸出管理の社内審査の強化 (対応方針・審査手続きの策定など)	369	47%
輸出管理に関する社内教育・普及啓蒙	350	44%
調達先の多元化	220	28%
責任者や専門部署などの設置	148	19%
サプライチェーン分析・可視化	139	18%
有事に備えたBCP(事業継続計画)策定	120	15%
販売先の多元化	88	11%
地政学リスクの影響分析 (シミュレーションやストレステスト)	80	10%
海外事業の第三国への移管・分散 (日本国内回帰含む)	77	10%
地産地消の推進	62	8%
その他	41	5%

[注] 有効回答数は787名。

[出所] ジェトロ実施によるアンケート(ジェトロ主催ウェビナー「経済安全保障—世界の動向と日本政府・企業の対応」参加者を対象に実施、2024年3月7日)を基に作成

輸出管理の取り組みの背景として、米国のEARの強化および規制範囲の拡大が挙げられる。企業の取り組みの筆頭となった情報収集のテーマでは、日本の外為法などを上回り、EARに関する情報に最も多くの回答が集まった(図表Ⅲ-18)。加えて、米国政府が安全保障・外交上の懸念とするELの改訂状況を注視するとの回答も多く確認されている。ELの改訂頻度は、近年特に増えており(本節(2)参照)、しかも改訂されたELは即時有効となるため、企業にはスピーディーに取引先との照合作業を行うことが求められる。

EARへの関心の高さには、外為法に比べて、EARの情報にそもそも把握・理解しづらいという側面に加えて、日本企業がEARの域外適用を懸念している点が影響している。EARは、米国からの輸出だけでなく、米国製の部材や技術・ソフトウェアを利用して生産されたものを米国外から第三国に輸出する場合にも、一定の条件下で輸出許可を求める「再輸出規制」制度を有する。米国の再輸出と同等の域外適用は、日本やEUの輸出管理では採用・導入されておらず、日本企業がEAR対応に苦慮する一因となっている。

図表Ⅲ-18 経済安全保障に関して、情報収集を強化しているテーマ(複数回答可)

テーマ	回答数	割合
米国輸出管理規則(EAR)関連情報	386	72%
日本の外為法・経済安全保障政策関連情報	345	64%
中国の反制裁法制の動向(反外国制裁法など)	287	53%
米国エンティティ・リスト(EL)などのリスト改訂状況	236	44%
中国のカントリーリスク関連情報	198	37%
半導体および半導体製造装置関連規制	198	37%
中国のデータセキュリティ関連規制	125	23%
重要鉱物資源関連規制	99	18%
米国のカントリーリスク関連情報	92	17%
その他	13	2%

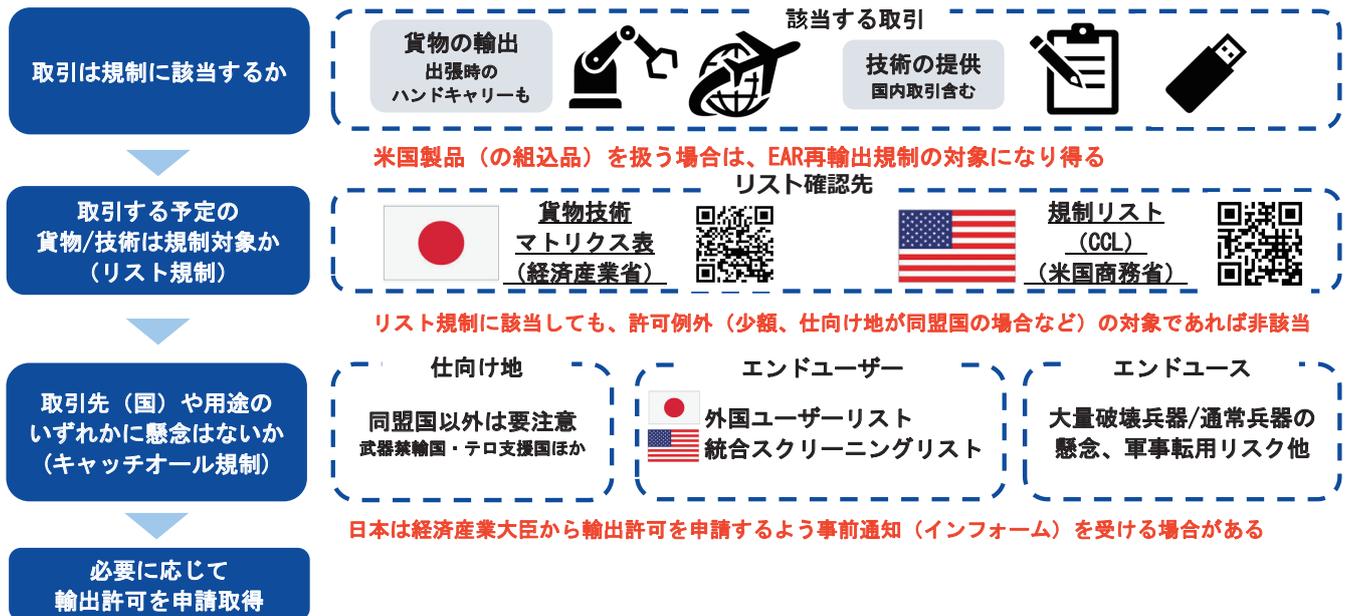
[注] 有効回答数は539名。

[出所] 図表Ⅲ-17に同じ

■米国規制を念頭に置いた輸出管理が主流に

EARの強化拡大を経て、日本企業の輸出管理実務では、従来の外為法に基づく該否判定に、EARの再輸出に該当しないかの確認を同時並行的に行うことが主流になりつつある。それぞれ規制対象とする品目(貨物・技術・ソフトウェア)や懸念国・主体(外国ユーザーリスト、ELなど)などは異なるが、該否判定を行う流れには共通部分が多い(図表Ⅲ-19)。こうした実務に即して、ジェトロは2024年1月に、『「安全保障貿易管理」早わかりガイド』を公表。日本からの輸出を想定し、外為法とEARを順守する観点で、該否判定上のポイントや留意点などを解説している。以下、同ガイドを基にしつつ、特に

図表Ⅲ-19 輸出管理の判断フロー（日本からの輸出）



〔注〕 外為法およびEARの順守を主な目的としている。QRコードは、左から日本と米国のリスト規制情報へのアクセスを示す。
 〔出所〕 ジェトロ『『安全保障貿易管理』早わかりガイド』や日米政府資料から作成

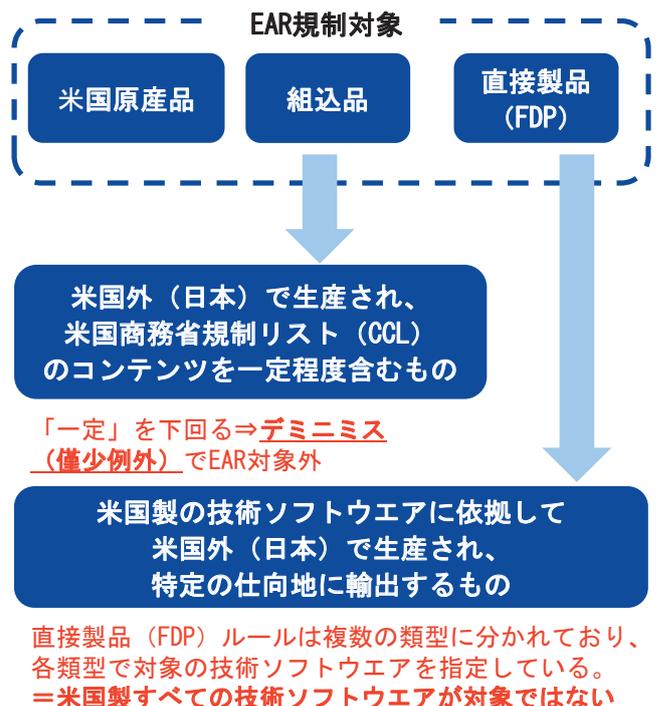
EARに関する実務上のポイントに触れる。

まず企業の取り扱う製品技術に取引の引き合いがあった際、取引が外為法やEARにおける「(再)輸出」や技術の提供(「みなし輸出」)に該当するかを確認する必要がある。輸出には、貨物の送付といった通常の貿易取引に加えて、サンプルの送付や出張者によるハンドキャリー、海外展示会のための一時持ち出しが含まれる。技術の提供については、外為法によると、規制対象の技術を外国や(日本国外の)非居住者に渡し、有償無償を問わず、提供先の他者が利用できる状態に置くことを指す。具体的には、海外での技術指導や技術開発会議への参加のほか、特定の記憶媒体(USBメモリー)による海外への技術の持ち出し、技術情報を含むデータを外国に送信する行為が当てはまる。外為法における技術の提供は、(非)居住者の類型などで扱いが異なるため、法令を確認するなどの留意が必要である。

取引が輸出管理の対象となる場合、次はリスト規制として、取引する製品技術が日米の指定品目に該当していないかを確認することが求められる。外為法は経済産業省が参照すべき情報を提供する一方、EARでは、そもそも「再輸出」に該当するのか、製品技術における米国の関与があるかを見極める作業が必要となる。再輸出に該当する可能性のある品目のパターンとしては、米国で生産された「米国原産品」、外国(日本)製であるものの一定の割合で米国規制品目を組み込んだ「組込品」、完成品に米国製部材は組み込んでいないものの生産工程が特定

の米国製の技術またはソフトウェアに依拠する「直接製品(FDP)」がある(図表Ⅲ-20)。FDPは特定の仕向地や品目を対象に、個別に9つのルールがEARで規定されている。該当する場合には、生産工程を確認する必要があるが、すべての米国製技術・ソフトウェアが該当する

図表Ⅲ-20 米国EARの規制対象(イメージ)

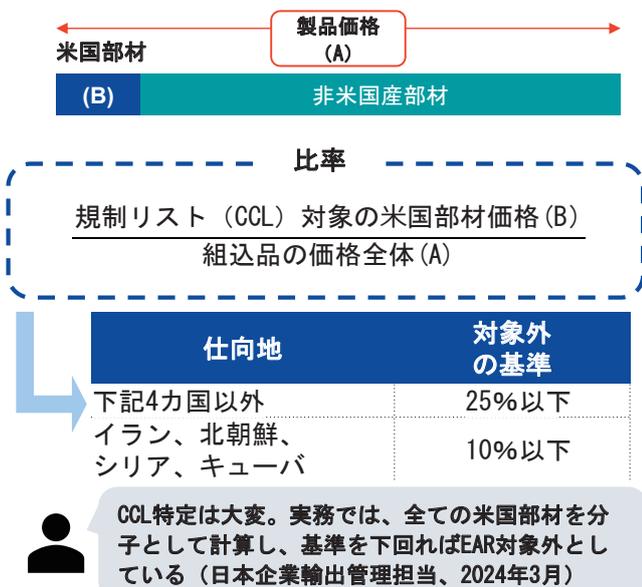


〔出所〕 米国商務省資料を基に作成

わけでない。

EARの該否判定において負担となるのが、「組込品」か否かを判断するために行う「デミニミス」比率の算定である。輸出製品に組み込まれている米国製の部材が、米国商務省の規制リスト（CCL）に指定されたとしても、CCLに該当する部材価格が製品価格全体に占める割合が一定基準を下回る場合、組込品とはみなさず、EARの対象外とするのがデミニミスルールである（図表Ⅲ-21）。この時の「基準」は仕向地で異なる。多くの場合、25%以下であればデミニミスが適用可能であるが、米国がテロ支援国家とみなすなど、特に懸念視するイランや北朝鮮、シリア、キューバ向けの輸出は10%以下を満たす必要がある。なお、EAR上はCCL対象の米国製の構成部品だけを計算すればよいが、CCL対象かを判断するには、CCLを理解し、個々の部品が該当しないかを点検する手間を要する。そのため、輸出管理のプラクティスとしては、この手間を省略し、製品に組み込まれる全ての米国製部材を計算に入れ込む企業もみられる。全ての部材を算入して基準値をクリアするのであれば、自動的にCCL対象に絞った場合でも基準値を下回ることになるからである。ただし、EARで指定される特定品目が完成品である場合もしくは部材に使用されている場合は、基準値に関わらず、デミニミスルールが使用できないケースもあるため、例外的な規定にも目を配る必要がある。

図表Ⅲ-21 EARデミニミスルールの概要



品目や取引形態によってデミニミスが適用できない場合あり

〔出所〕米国商務省資料から作成

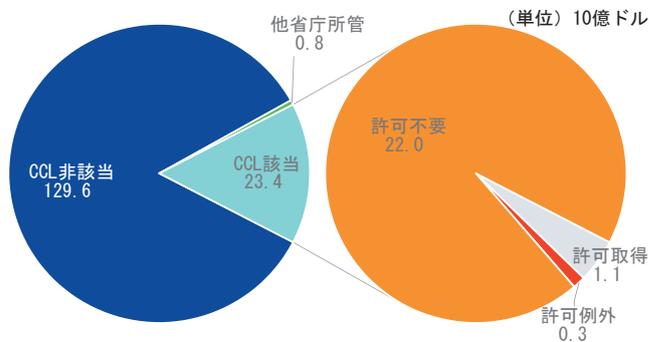
EARでは、CCLに該当してもリスト規制に抵触するとは限らない。外為法のリスト規制は全ての国・地域が一

律対象としているのに対し、EARは輸出先の国・地域ごとに規制理由（国家安全保障や管理レジーム参加有無など）に応じて「カントリーチャート」を作成している。仕向地が規制対象に該当する場合は、許可例外が適用できる場合などを除き、輸出許可が必要となる。

リスト規制と同等もしくはそれ以上に注意が必要なのが、最終需要者（エンドユーザー）と最終用途（エンドユース）に関わる規制である。リスト規制に該当しない汎用品を輸出する場合も、日米政府が懸念視するエンドユーザーまたはエンドユースに該当すれば、輸出許可が必要となる。外為法が指定する「外国ユーザーリスト」の掲載主体は約700であるのに対し、EAR上のEL掲載主体は2,800を超える（本節（2）参照）。ELは掲載数の多さに加えて、近年の掲載頻度が多く、掲載の度に取引先との照合を行う必要性が生じる。ELを含む懸念主体について、米国政府は「統合スクリーニングリスト（CSL）」という検索プラットフォームを提供している。取引の可能性のある企業の名称や住所、国名を検索することで、該当がないかを確認することができる。

EARの該否判定は、煩雑な確認が要求する一方、輸出許可が求められるケースはそこまで多くはない。米国商務省によると、2022年における米国の対中輸出1,538億ドルのうち、輸出許可を取得したのは0.7%（11億ドル）に過ぎない（図表Ⅲ-22）。安全保障上の懸念が高まっている中国がこの水準であり、対世界輸出ではこの比率は0.4%とさらに低い。許可申請の審査でも、7割（71.4%、4,553件中3,249件）が承認されている。他方、申請が否認されたのは7%（324件）で承認の10分の1の確率であるものの、否認された輸出は658億ドル相当であり、平均すると1件当たり2億ドル近い案件が却下されていることがわかる。

図表Ⅲ-22 米国の対中輸出（2022年、EAR類型別）

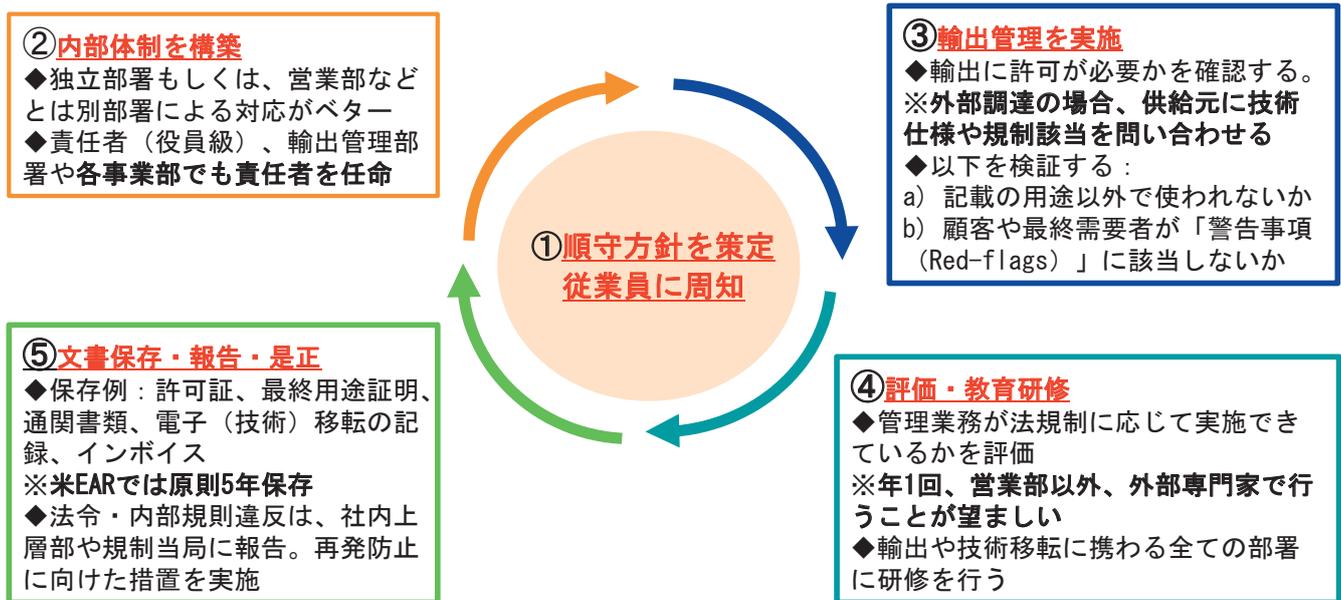


〔出所〕米国商務省・産業安全保障局資料から作成

■国際スタンダードに即した全社対応が一層重要

輸出管理の順守には、全社的な取り組みが求められる。

図表Ⅲ-23 輸出管理法令順守に向けたガイドライン



〔出所〕ワッセナーアレンジメント事務局資料などから作成

外為法は、輸出者に対し、該否確認に関わる責任者の選任、最新法令の周知指導などを義務付けている。リスト規制品目を扱う場合は、統括責任者の選任や管理体制の整備のほか、社内手続きの制定や監査、子会社への指導など、ガバナンス体制の構築が必要となる。

こうした取り組みは、外為法特有ではなく、国際基準に沿った要求となっている。ワッセナーアレンジメント（WA）の事務局が作成した資料によると、輸出管理の順守には、①順守方針を社内外に周知、②内部体制を構築、③管理実施、④評価・研修、⑤報告・是正という5つのプロセスを実施することが推奨されている（図表Ⅲ-23）。特徴的な指摘として、①では、責任者として役員級、つまり経営層のコミットメントを求めている。この点は、輸出管理の順守に加えて、順守を超えた経営判断の観点からも、重要になりつつある。企業Aの輸出管理担当者は、取扱製品に米国製の部材はないに関わらず、「日本国内でEARに抵触しないが、販売先がELを敬遠しており、結果として取引は中止している」と述べる³⁷。別の企業Bも、「（貿易手続きなどの）手順をきちんと踏めばよいという次元ではなく、社内で議論になっている」と明かし、経営層から案件ごとにリスクを精査するよう指示を受けていると語る³⁸。輸出管理に起因しつつも、法的検討を超えた課題については、経営層の関与が不可欠といえよう。EL指定企業との取引検討に

際して、企業Cは、輸出管理部門だけでなく、営業・技術部門など関係部署を招集し、議論を経た上で役員が最終的に判断を行う体制を構築している³⁹。企業Dも、「トランプ政権当時は、（EL指定企業との取引に）過剰反応気味だった」としつつ、「今では一定の制限を設けつつ、リスクを取る方向になっている⁴⁰。EL指定企業だから何でも取引を止めるということではなく、やるべきものはやる方向」と述べる。

事業部の協力も欠かせない。WA事務局も、事業部における責任者の設置を強調している。企業Bは「本来は現場側もリスクを自ら判断できることが理想」と指摘する。他方、「EARや外為法をどこまで（事業部に）学び守らせるのが難しい」（企業D）という声が日本企業の間では多い。企業Dの対応としては、事業部には最低限のリスト規制やエンドユーザー、エンドユースなどの確認を要請し、該当する場合や判断に迷う場合は、輸出管理部門に相談するようにしているという。事業部との連携は、EAR順守の上で、BISが重視する点でもある。BISは企業の販売部門に対し、販売先や用途、仕向地に関して、顧客との意見交換を控えないよう勧告している⁴¹。WA事務局は、輸出管理の社内教育・研修に、全ての関係部署が参加すべきとしている（④）。抜け漏れの無い管理実施に向けて、全社的な取り組みが一層重要になる。

37 ジェトロ取材（2024年5月30日）
38 ジェトロ取材（2024年5月9日）
39 ジェトロ取材（2024年3月1日）

40 脚注39に同じ
41 BIS “Know Your Customer Guidance”（最終アクセス：2024年6月20日）
<https://www.bis.gov/articles/know-your-customer-guidance>